

昭和四十九年四月十一日 衆議院會議録第二十五号 地方交付税法の一部を改正する法律案

8 昭和四十八年度から昭和五十一年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、昭和四十八年度から昭和五十一年度までの各年度にあつては第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との合算額から第三号に掲げる額を減額した額（昭和四十九年度にあつては、更に千六百七十九億六千万円を減額した額）とし、昭和五十一年度にあつては第一号に掲げる額から第三号に掲げる額を減額した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額（昭和四十八年度にあつては、当該額に三百億円を加算した額）

二 一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れられる臨時沖繩特別交付金の額

三 当該各年度の前年度における借入金金の額に相当する額から当該各年度における借入金金の額に相当する額を控除した額

9 前項第二号に掲げる額は、政令で定める基準に従い当該各年度の予算で定める額とする。

10 附則第八項第三号の借入金金の額は、交付税及び譲与税配付金特別会計法附則第三項の規定による借入金金の額として当該各年度の予算で定める額とする。

11 昭和五十二年年度から昭和五十五年年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、第六条第二項の規定により算定した額から、当該各年度の前年度における借入金金の額に相当する額から当該各年度における借入金金の額に相当する額を控除した額を減額した額に、次の表の上欄に掲げる当該各年度に於ける当該下欄に掲げる金額をそれぞれ加算した額とする。この場合において、当該借入金金の額については、前項の規定を準用する。

年 度	金 額
昭和五十二年年度	百二十四億円
昭和五十三年年度	四百七十億円
昭和五十四年度	五百三十六億円
昭和五十五年年度	五百四十九億六千万円

附則第十二項中「附則第九項及び」を削り、附則第十三項から第二十項までを削り、附則第二十一項を附則第十三項とし、附則第二十二項から第二十五項までを八項ずつ繰り上げ、附則第二十六項を附則第十八項とし、同項の次に次の二項を加える。

19 当分の間、地方団体に対して交付すべき交付税の額の算定に用いる基準財政需要額は、第十一条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる経費の種類に係る測定単位の単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

経 費 の 種 類	測 定 単 位	単 位 費 用
市町村民税臨時減税補てん償 償還費	市町村民税の減取補てん のため発行を許可された 地方債に係る元利償還金	千円につき 一、〇〇〇、〇〇〇 円

20 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる算定の基礎により同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。

別表
附則第二十七項を附則第二十二項とし、附則第二十八項を附則第二十二項とする。
別表を次のように改める。

測定単位の算定の基礎				表 示 単 位
地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用	
市町村民税の減取補てんのため地方財政法附則第三十三条第十項の規定により発行を許可された地方債に係る当該年度における元利償還金	一 警察費	警察職員数	一人につき	二、八〇六、〇〇〇円
	二 土木費			
	1 道路橋りよう費	道路の面積	千平方メートルにつき	一〇二、〇〇〇円
	(1) 経常経費	道路の延長	一キロメートルにつき	一、八五六、〇〇〇円
	(2) 投資的経費	河川の延長	一キロメートルにつき	三〇、九〇〇円
	(1) 経常経費	河川の延長	一キロメートルにつき	二六〇、〇〇〇円
	(2) 投資的経費	港湾（漁港を含む）に於けるけい留施設の延長	一メートルにつき	九、六九〇円
	3 港湾費	港湾（漁港を含む）に於ける外かく施設の延長	一メートルにつき	二、二九〇円
	(1) 経常経費	その他の土木費	一人につき	二二三〇円
	(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、三四〇〇円
海岸保全施設の延長	(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、三四〇〇円
	経費	人口	一人につき	五六〇〇円

昭和四十九年四月十一日 衆議院會議録第二十五号 地方交付税法の一部を改正する法律案

道府県									
三 教育費									
1 小学校費	教職員数	一人につき	一、四三八、〇〇〇〇						
2 中学校費	教職員数	一人につき	一、四二四、〇〇〇〇						
3 高等学校費	教職員数	一人につき	二、三三三、〇〇〇〇						
(1) 経常経費	生徒数	一人につき	一六、六〇〇〇〇						
(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	一五、九〇〇〇〇						
4 その他の教育費	人口	一人につき	八六七〇〇						
	盲学校、聾学校及び養護学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき	七三二、〇〇〇〇						
四 厚生労働費									
1 生活保護費	町村部人口	一人につき	一、六四〇〇〇						
2 社会福祉費	人口	一人につき	一、〇五〇〇〇						
(1) 経常経費	人口	一人につき	一六二〇〇						
(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、二六〇〇〇						
3 衛生費	人口	一人につき	二二三〇〇						
4 労働費	失業者数	一人につき	二三四、〇〇〇〇						
五 産業経済費									
1 農業行政費	農家数	一戸につき	二四、三〇〇〇〇						
(1) 経常経費	耕地の面積	一ヘクタールにつき	一七、二〇〇〇〇						
(2) 投資的経費									
2 林野行政費									
(1) 経常経費									
(2) 投資的経費	林野の面積	一ヘクタールにつき	一、一〇〇〇〇						
3 水産行政費	林野の面積	一ヘクタールにつき	二、八七〇〇〇						
(1) 経常経費	水産業者数	一人につき	四三、三〇〇〇〇						
(2) 投資的経費	水産業者数	一人につき	一七、七〇〇〇〇						
4 商工行政費	人口	一人につき	五〇二〇〇						
6 その他の行政費	道府県税の税額	千円につき	一一〇〇〇						
1 徴税費	道府県税の税額	千円につき	一一〇〇〇						
2 恩給費	恩給受給権者数	一人につき	三三二、〇〇〇〇						
3 その他の諸費	人口	一人につき	一、二六〇〇〇						
(1) 経常経費	人口	一人につき	一、一五〇〇〇						
(2) 投資的経費	面積	一平方メートルにつき	三五〇、〇〇〇〇						
7 災害復旧費	災害復旧事業費のため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	九五〇〇〇						
8 特定債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	二五〇〇〇						
9 特別事業債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	一一九〇〇						

昭和四十九年四月十一日 衆議院會議録第二十五号 地方交付税法の一部を改正する法律案

4 清掃費	(1) 経常経費	人口	一人につき	1、三九〇〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	一五六〇〇	一、三九〇〇〇
5 労働費	失業人数	一人につき	一三四、〇〇〇	一、三九〇〇〇
五 産業経済費	1 農業行政費	農家数	一戸につき	一、六〇〇〇〇
(1) 経常経費	農家数	一戸につき	五、八〇〇〇〇	一、六〇〇〇〇
(2) 投資的経費	農家数	一戸につき	二九四〇〇	一、六〇〇〇〇
2 商工行政費	人口	一人につき	八、二三〇〇〇	一、六〇〇〇〇
3 その他の産業経済費	(1) 経常経費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	五、五四〇〇〇
(2) 投資的経費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	一、二二五〇〇	一、六〇〇〇〇
六 その他の行政費	1 徴税費	市町村税の税額	千円につき	一、六五〇〇〇
2 戸籍住民基本台帳費	世帯数	一世帯につき	三、二〇〇〇〇	一、六五〇〇〇
3 その他の諸費	(1) 経常経費	人口	一人につき	一、〇〇〇〇〇
(2) 投資的経費	面積	一平方キロメートルにつき	七、七五〇〇〇	一、〇〇〇〇〇
(2) 投資的経費	面積	一平方キロメートルにつき	一〇〇、〇〇〇〇〇	一、〇〇〇〇〇

七	災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	九五〇〇〇
八	特定償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	二五〇〇〇
九	辺地対策事業債償還費	辺地対策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇〇〇
十	特別事業債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	一一七〇〇

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 市村町民税減税補てん償還費に係る財政上の特別措置に関する法律（昭和三十九年法律第四十九号）は、廃止する。

3 改正後の地方交付税法第十二条第一項及び第二項、第十三条第五項、附則第十九項及び第二十項並びに別表の規定は、昭和四十九年度分の地方交付税から適用する。

4 昭和四十九年度に限り、道府県及び市村町の基準財政需要額は、地方交付税法第十一条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方公共団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方公共団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費	用
道府県	土地開発基金費	人口	一人につき	二九四〇〇円
	財政調整資金費	人口	一人につき	七〇六〇〇
市村町	土地開発基金費	人口	一人につき	一、〇〇〇〇〇
	財政調整資金費	人口	一人につき	五〇〇〇〇

5 前項の測定単位の数値は、官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人口につき、自治省令で定めるところにより、算定する。ただし、地方公共団体の態容その他の事情

昭和四十九年四月十一日 衆議院會議録第二十五号 地方交付税法の一部を改正する法律案

を参酌して、自治省令で定めるところにより、補正することができる。

6 昭和四十九年度に限り、地方交付税法第十四条第三項の表市村町の項中「九 特別土地保有税
前年度における特別土 九 特別土地保 土地に対して課するものにあつては
地保有税の課税標準額」とあるのは、 有税 課税標準額、土地の取得に対して課
するものにあつては前年度における
特別土地保有税の課税標準額
とする。

7 昭和四十六年度分の地方交付税の特例等に関する法律(昭和四十六年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第一項中「附則第九項」を「附則第六項」に改め、同項第二号中「附則第五項」を「附則第三項」に改める。

第二項中「附則第九項」を「附則第六項」に改める。

8 昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律(昭和四十七年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「附則第十一項」を「附則第七項」に改め、同項第三号中「附則第五項」を「附則第三項」に改め、同条第二項中「附則第十一項」を「附則第七項」に改め、同条第三項中「法第十二条第一項及び第十三条第五項」を「地方交付税法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第三十四号)による改正前の法(以下この項において「旧法」という。)第十二条第一項及び第十三条第五項」に、「法第十二条第一項の表」を「旧法第十二条第一項の表」に、「法第十三条第五項の表」を「旧法第十三条第五項の表」に改め、同条の見出し及び条名を削り、第一項に項番号を付する。

第二条を削る。

9 昭和四十八年度分の地方交付税の特例に関する法律(昭和四十八年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律(昭和四十七年法律第二十五号)第二条第一項」を「地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号。以下「法」という。)附則第八項」に改める。

第二条第一項中「地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号。以下「法」という。)」を「法」に改める。

10 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第一項又は第二項」を「第一項」に、「第一項若しくは第二項」を「第一項又は第二項」に改め、同条第三項中「第一項又は第二項」を「第一項」に改め、附則第五項中「及び昭和四十八年度」を「から昭和四十九年度までの各年度」に改め、附則第八項を削り、附則第九項中「第一条第一項第一号」を「第一項第一号」に、「昭和四十七年度特例法第二条第一項第二号」を「地方交付税法附則第八項第二号」に改め、「昭和四十九年度分及び昭和五十年年度分にあつては同号に掲げる額をそれぞれ加算した額」とする「を」それぞれ加算した額とし、昭和四十九年度分にあつては同号に掲げる額を加算した額から千六百七十九億六千万円を控除した額とし、昭和五十年年度分にあつては同号に掲げる額を加算した額とし、昭和五十二年年度から昭和五十五年年度までの各年度分にあつては次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる当該下欄に掲げる金額をそれぞれ加算した額とする」に改め、同項に次の表を加え、同

項を附則第八項とする。

年	度	金	額
昭和五十二年	度	百二十四億円	
昭和五十三年	度	四百七十億円	
昭和五十四年	度	五百三十六億円	
昭和五十五年	度	五百四十九億六千万円	

11 消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 昭和四十九年度から昭和五十三年度までの各年度に限り、人口が急増している地域として政令で定めるところにより自治大臣が指定する地域内に設置され又は配置される消防施設で政令で定めるものに係る第四条第一項の規定の適用については、同項中「三分の一」とあるのは、「二分の一」とする。

12 前項の規定による改正後の消防施設強化促進法附則第二項の規定は、昭和四十九年度の予算に係る国の補助金から適用する。

理由

地方財政の状況にかんがみ、社会福祉水準の向上、教育の充実等に要する地方団体の財源の充実に資するため、各種の制度改正等に伴つて増加する財政需要に対処するため、地方交付税の単位費用を改定するほか、昭和四十九年度分の地方交付税の総額の特例を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。地方行政委員長伊能繁次郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔伊能繁次郎君登壇〕

○伊能繁次郎君 ただいま議題となりました地方交付税法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

減額した額を昭和五十二年年度から昭和五十五年年度までの地方交付税の総額に加算することとしております。

なお、特別事業債償還交付金及び市町村民税臨時減税補てん債元利補給金につきましては、法人税における暫定税率の適用に伴う地方交付税の増額に關連して、昭和四十五年年度以降その交付が停止されておりましたが、今回法人税の税率を引き上げることとされたに伴い、これらの制度を廃止することとしております。

本案は、二月二十八日本委員会に付託され、三月五日町村自治大臣から提案理由の説明を聴取した後、四月三日には参考人から意見を聴取するなど、本案はもとより、地方財政全般にわたって熱心に審査を行ないました。

四月九日質疑を終了し、討論を行ないましたところ、自由民主党を代表して中村委員は、本案に賛成、日本社会党を代表して佐藤委員、日本共産党・革新共同を代表して多田委員、公明党を代表して小川委員及び民社党を代表して折小野委員は、それぞれ本案に反対の意見を述べられました。

次いで、採決を行ないましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対して、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の五派共同提案により、地方交付税率の引き上げと一般財源の確保、基準財政需要額の算定方法の改善充実、住民福祉充実のための施策の推進、超過負担の解消及び交付税の法定額の減額は避けること等を内容とする附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 計量法の一部を改正する法律案

(内閣提出、参議院送付)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第二、計量法の一部を改正する法律案を議題といたします。

計量法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十九年三月三十日

衆議院議長 前尾繁三郎殿 河野 謙三

計量法の一部を改正する法律

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第七十条の次に次の一条を加える。

(法定計量単位による販売)

第七十条の二 長さ、質量又は体積を計つて販売するに適用する商品販売する者は、法定計量単位による長さ、質量又は体積によりその商品を販売するように努めなければならない。

第七十五条第一項中「法定計量単位による長さ、質量又は体積により」を「政令で定める」に、「附し」を「付し」に、「当該計量単位」を「法定計量単位」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 法定計量単位による長さ、質量又は体積により前項の政令で定める商品販売する者がその商品について同項の規定による正味量の表記をする場合において、その表記が長さ、質量又は体積のうち政令で定めるものに係るときは、政令で定める誤差を超えないように、その正味量を計らなければならない。

3 第一項の規定は、法定計量単位による長さ、質量又は体積により同項の政令で定める商品以外の商品を販売する者が、その商品を容器に入れ、又は包装して、その容器若しくは包装又はこれらに付した封紙を破棄しなければその商品の長さ、質量又は体積を増加し、又は減少することができないようにする場合に準用する。

第七十五条第四項中「第一項の規定」を「第一項(第三項において準用する場合を含む。)(附し)」に、「第一項」を「第一項又は第三項」に、「附し」を「付し」に改め、同項を同条第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 第一項(前項において準用する場合を含む。)(第三項において準用する場合を含む。)(第二項に規定する場合を除く。)(附し)には、正確にその正味量を計るに努めなければならない。

第七十五条の二第二項を次のように改める。

2 前項の規定による表記をする場合において、その表記が質量又は体積のうち政令で定めるものに係るときは、政令で定める誤差を超えないように、その商品の質量又は体積を計らなければならない。

第七十五条の二第三項中「前条第一項」の下に「又は第三項」を加え、「同項」を「同条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)(附し)」に、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

3 前項に定める場合のほか、第一項の規定による表記をするには、正確にその商品の質量又は体積を計るに努めなければならない。

第七十七条第一項中「第七十五条第一項」の下に「(同条第三項において準用する場合を含む。)(附し)」を加え、「附記」を「付記」に改める。

第二百二十三条を次のように改める。

第二百二十三条 法定計量単位による計量上の証明(以下「計量証明」という。)(の事業であつて次に掲げるものを行おうとする者は、通商産業省令

を計らなければならない。

3 第一項の規定は、法定計量単位による長さ、質量又は体積により同項の政令で定める商品以外の商品を販売する者が、その商品を容器に入れ、又は包装して、その容器若しくは包装又はこれらに付した封紙を破棄しなければその商品の長さ、質量又は体積を増加し、又は減少することができないようにする場合に準用する。

第七十五条第四項中「第一項の規定」を「第一項(第三項において準用する場合を含む。)(附し)」に、「第一項」を「第一項又は第三項」に、「附し」を「付し」に改め、同項を同条第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 第一項(前項において準用する場合を含む。)(第三項において準用する場合を含む。)(第二項に規定する場合を除く。)(附し)には、正確にその正味量を計るに努めなければならない。

第七十五条の二第二項を次のように改める。

2 前項の規定による表記をする場合において、その表記が質量又は体積のうち政令で定めるものに係るときは、政令で定める誤差を超えないように、その商品の質量又は体積を計らなければならない。

第七十五条の二第三項中「前条第一項」の下に「又は第三項」を加え、「同項」を「同条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)(附し)」に、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

3 前項に定める場合のほか、第一項の規定による表記をするには、正確にその商品の質量又は体積を計るに努めなければならない。

第七十七条第一項中「第七十五条第一項」の下に「(同条第三項において準用する場合を含む。)(附し)」を加え、「附記」を「付記」に改める。

第二百二十三条を次のように改める。

第二百二十三条 法定計量単位による計量上の証明(以下「計量証明」という。)(の事業であつて次に掲げるものを行おうとする者は、通商産業省令

で定める事業の区分に従い、その事業所にとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。ただし、国又は地方公共団体が当該計量証明の事業を行う場合及び政令で定める法律の規定に基づきその業務を行うことについて登録、指定その他の処分を受けた者が当該業務として当該計量証明の事業を行う場合は、この限りでない。

一 運送、寄託又は売買の目的たる貨物の積卸し又は入出庫に際して行うその貨物の長さ、質量、面積、体積又は熱量の計量証明(船積貨物の積込み又は陸揚げを行うに際してするその貨物の質量又は体積の計量証明を除く。)(の事業

二 濃度、騒音レベルその他の物象の状態の量(前号に規定するものを除く。)(で政令で定めるものの計量証明の事業

第二百二十四条に次の一号を加える。

五 第二百二十六条第三号に規定する者の氏名並びに計量士にあつては、登録番号及び第六十條に規定する計量士の区分

第二百二十六条第三号中「行ない」を「行う」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 事業の区分に応じて通商産業省令で定める第六十條に規定する計量士の区分に属する計量士又は事業の区分に応じて通商産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者であつて、当該事業に係る第五十九條に規定する計量管理を主たる職務とするものが置かれていないこと。

第二百二十八条の次に次の一条を加える。

(事業規程)
第二百二十八条の二 第二百二十三條の登録を受けた者(以下「計量証明事業者」という。)(は、当該登録に係る事業の実施の方法に關し通商産業省令で定める事項を記載した事業規程を作成し、その登録を受けた後、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければならない。これを變更したとき

昭和四十九年四月十一日 衆議院會議録第二十五号 計量法の一部を改正する法律案

も、同様とする。

2 都道府県知事は、計量証明の適正な実施を確保する上で必要があると認めるときは、計量証明事業者に対し、前項の規定により届け出た事業規程を変更すべきことを命ずることができ

る。

第二百二十九条中「第二百二十三条の登録を受けた者(以下「計量証明事業者」という。))を「計量証明事業者」に改める。

第二百三十条第四号中「もの又は」を「もの、」に改め、「事業所」の下に「又は同条第三号に規定する者」を加え、同条に次の一号を加える。

五 第二百二十八条の二第一項の規定により届け出た事業規程を実施しないと認めるとき。

第二百三十八条の二第一項中「計量士が」を「計量証明事業者が計量証明に使用する計量器であつて、その計量器の種類に応じて通商産業省令で定める第六十条に規定する計量士の区分に属する計量士が」に、「行ない」を「行い」に、「附した計量器」を「付したものに改め、計量器を使用する」を削る。

第二百五十一条の二の見出し中「代る」を「代わる」に改め、同条第一項中「計量士が」を「取引上又は証明上の計量に使用する計量器であつて、その計量器の種類に応じて通商産業省令で定める第六十条に規定する計量士の区分に属する計量士が」に、「行ない」を「行い」に、「附した計量器」を「付したものに改め、同条第三項中「計量士は、第一項」を「第一項に規定する計量士は、同項」に、「附し」を「付し」に改める。

第二百五十三条中「行なり」を「行う」に改め、「する者」の下に「(第七十五条第一項又は第七十五条の二第一項に規定する者を含む。次条第一項において同じ。))」を加える。

第二百五十七条第一項中「第七十五条第二項の政令」を「第七十五条第一項の政令」に改める。

第二百五十七条の二第一項中「第七十五条第一項

若しくは第三項を削り、マ、又は」を「第七十五条第一項若しくは第三項に規定する者が同条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。))若しくは同条第四項の規定を遵守せず、又は」に、「同条第二項において準用する第七十五条第三項」を「同条第三項」に改める。

第六十条中「者は」の下に「通商産業省令で定める計量士の区分ごとに」を加える。

第六十二条第一号中「計量士国家試験」を「登録を受けようとする計量士の区分に係る計量士国家試験」に改め、計量に関する実務に一年以上従事した」を「当該計量士の区分に応じて通商産業省令で定める実務の経験その他の条件に適合する」に改め、同条第二号中「計量に関する実務に五年以上従事した」を「当該計量士の区分に応じて通商産業省令で定める実務の経験その他の条件に適合する」に改める。

第六十三条第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 計量士の区分

第六十四条第二項中「左の」を「次の」に改め、同項に次の一号を加える。

四 計量士の区分

第六十七条第四号を次のように改める。

五 第六十七条第一号に規定する計量士の氏名、登録番号及び計量士の区分

第六十七条第一号を次のように改める。

一 使用する計量器の種類に応じて通商産業省令で定める計量士の区分に属する計量士であつて、当該計量器に関する計量管理を職務とするものが置かれていること。

第六十七条第二項中「における計量管理を職務とする」を「置かれている前条第一号に規定する」に改める。

第二百十六条中「第七十五条第一項」の下に「(同条第三項において準用する場合を含む。))」を加え、

条第三項において準用する場合を含む。))」を加え、

条第三項において準用する場合を含む。))」を加え、

条第三項において準用する場合を含む。))」を加え、

「(第七十五条の二第二項において準用する場合を含む。))」を削り、「第七十五条の二第二項」の下に「若しくは第二項」を加え、「行なう」を「行おう」に改める。

第二百三十五条第一号中「第七十五条の二第二項において準用する場合を含む。))」を「第七十五条の二第二項」に改め、同条第二号中「附きなかつた」を「付さなかつた」に改め、同条第三号中「附し」を「付し」に改める。

第二百三十六条第一号中「第七十八条第一項」を「第二百二十八条の二第一項、第七十八条第一項」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二百十六条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際現に改正前の計量法(以下「旧法」という。))第二百二十三条の登録を受けている者は、その登録に係る事業が属する改正後の計量法(以下「新法」という。))第二百二十三条に規定する事業の区分について、同条の登録を受けたものとみなす。

3 前項の規定により新法第二百二十三条の登録を受けたものとみなされた者については、この法律の施行の日から一年間は、新法第二百三十条第四号の規定は、適用せず、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に新法第二百二十三条第二号に掲げる計量証明の事業を行つていない者は、この法律の施行の日から一年間は、同条の登録を受けないで、その事業を継続することができ、その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

5 旧法第二百三十二条第二項又は第二百三十九条第

二項の規定により検査を行つた計量器は、それぞれ、新法第二百三十二条第二項又は第二百三十九条第二項の規定により検査を行つたものとみなす。

6 旧法第二百三十八条の二第一項又は第二百五十一条の二第一項の規定により検査を行い、証印を付した計量器は、それぞれ、新法第二百三十八条の二第一項又は第二百五十一条の二第一項の規定により検査を行い、証印を付したものとみなす。

7 この法律の施行の際現に旧法第六十条の登録を受けている計量士は、新法第六十条に規定する計量士の区分のうち通商産業省令で定めるものについて、同条の登録を受けたものとみなす。

8 この法律の施行の際現に旧法第七十条の計量士国家試験に合格している者は、新法第六十条に規定する計量士の区分のうち前項の通商産業省令で定めるものに係る計量士国家試験に合格したものとみなす。

9 この法律の施行の際現に旧法第七十三条の指定を受けている者については、この法律の施行の日から一年間は、新法第七十条第三項及び第七十八条第二項の規定は、適用せず、なお従前の例による。

10 前項の期間内における同項に規定する者に対する新法第八十条の規定の適用については、同条中「同条第二項」とあるのは、「計量法の一部を改正する法律による改正前の第七十八条第二項」とする。

11 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。商工委員長濱野清君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔濱野清君登壇〕

○濱野清君 ただいま議題となりました計量法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における社会情勢の変化に対応いたしまして、消費者利益の保護及び環境計測の適正化をはかるため提案されたものでありまして、そのおもな内容は、

第一に、消費者保護の観点から、重さ等をはかつて販売するものに適する商品を販売する者は、計量販売につとめなければならない旨の規定を新設するとともに、政令で定める商品を容器または包装して販売する者に対しては、その商品の正味量の表記を義務づけること。

第二に、物質の濃度、騒音の大きさ等の環境計測を行なう計量証明事業について、新たに登録制度を実施するとともに、計量証明事業者に事業規程の届け出を義務づけること。

第三に、計量士の登録を区分ごとに行なうほか、計量士の登録条件及び計量士国家試験の実施規定等について所要の改正を行なうこと。

本案は、三月三十日参議院から送付され、同日当委員会に付託され、四月二日中曾根通商産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、審査を重ね、昨日質疑を終了、採決した結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議が付されておることを申し添えます。

以上、御報告をいたします。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第三、保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案

右

昭和三十九年二月十二日

内閣総理大臣 田中 角榮

保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案

保安林整備臨時措置法(昭和二十九年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「二十年」を「三十年」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

保安林整備計画の実施の状況及び最近における保安林に係る諸情勢の変化にかんがみ、保安林の有する公益的機能の維持増進を図るため、保安林整備臨時措置法の有効期間を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。

農林水産委員会理事山崎平八郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔山崎平八郎君登壇〕

○山崎平八郎君 ただいま議題となりました保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、保安林の有する公益的機能の維持増進をはかるため、保安林整備臨時措置法の有効期間を十年延長しようとするものであります。

委員会におきましては、四月三日農林大臣から提案理由の説明を聴取し、四月十日質疑を終了、直ちに採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第四、国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

国立学校設置法の一部を改正する法律案

右

昭和三十九年二月一日

内閣総理大臣 田中 角榮

国立学校設置法の一部を改正する法律案

国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 国立高等学校(第八条)」を「第三章 削除」に、「第九条の二」を「第九条の二・第九条の三」に改める。

第二条中「第九条の二第一項の表に掲げる」を「第三章の三に定める」に改める。

第三条第一項の表中

静岡大学

静岡県

人文学部
教育学部
理学部
工学部
農学部

静岡大学

静岡県

人文学部
教育学部
理学部
工学部
農学部
医学部

浜松医科大学

計量法の一部を改正する法律案 保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案 国立学校設置法の一部を改正する法律案

昭和四十九年四月十一日 衆議院會議録第二十五号 国立学校設置法の一部を改正する法律案

八七六

滋賀大学

滋賀県

教育学部
経済学部

を

滋賀大学

滋賀県

教育学部
経済学部
医学部

に改め、同表広島大学の項中

滋賀医科大学

「文学部」を「総合科学部」に改め、同表中
文学部

宮崎大学

宮崎県

教育学部
工学部
農学部

を

宮崎大学

宮崎県

教育学部
工学部
農学部
医学部

に

宮崎医科大学

改める。

第三条の二第二項中「東京工業大学」を「東京工業大学」に、「神戸大学」を「神戸大学」に改める。

第三条の三第二項の表中

新潟大学商業短期大学部

新潟県

新潟大学

を

新潟大学商業短期大学部

新潟大学医療技術短期大学部

新潟県

新潟大学

に

改め、同表中金沢大学医療技術短期大学部の項の次に次のように加える。

信州大学医療技術短期大学部

長野県

信州大学

第四条第一項の表北海道大学の項中「結核研究所」を「免疫科学研究所」に、「結核の予防及び治療」を「免疫」に改め、同表中新潟大学の項の次に次のように加える。

富山大学

和漢薬研究所

富山県

和漢薬に関する学理及びその応用の研究

第七条の六の表中

宇部工業高等専門学校
大島商船高等専門学校

山口県

を

徳山工業高等専門学校

宇部工業高等専門学校

大島商船高等専門学校

山口県

に

熊本電波工業高等専門学校

熊本県

を

熊本電波工業高等専門学校

熊本県

に

八代工業高等専門学校

改める。

第三章を次のように改める。

第三章 削除

第八条 削除

第三章の三中第九条の二の次に次の一条を加える。

第九条の三 国立大学における学術研究の発展及び資料の公開等一般公衆に対する教育活動の推進に資するための国立大学の共同利用の機関として、世界の諸民族に関する資料を収集し、保管し、及び公衆の観覧に供するとともに、民族学に関する調査研究を行い、かつ、国立大学の教員その他の者で民族学に関する研究に従事するものに利用させるため、国立民族学博物館を置く。

2 国立民族学博物館は、大阪府に置く。

3 前条第二項の規定は、国立民族学博物館について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

2 教育公務員特例法の一部改正

3 文部省設置法(昭和二十四年法律第四百十六号)の一部を次のように改正する。

第八号第四号中「国立高等学校及び」を削り、「行なり」を「行」に改める。

理 由

浜松医科大学は二大学を新設し、広島大学に総合科学部を、東京商船大学はか一大学に大学院を設置し、新潟大学はか一大学に医療技術短期大学部を併設し、富山大学に和漢薬研究所を附置し、徳山工業高等専門学校はか一工業高等専門学校

する。ただし、第三条第一項の表滋賀大学の項の改正規定は、昭和四十九年十月一日から施行する。

校及び国立民族学博物館を新設する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。文教委員長稲葉修君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔稲葉修君登壇〕

○稲葉修君 ただいま議題となりました国立学校設置法の一部を改正する法律案について、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案の要旨は、

第一に、浜松医科大学、滋賀医科大学及び宮崎医科大学を新設し、広島大学に総合科学部を設置すること。

第二に、東京商船大学及び神戸商船大学に大学院を設置すること。

第三に、新潟大学及び信州大学に、それぞれ医療技術短期大学部を併設すること。

第四に、富山大学に和漢学研究所を附置するとともに、北海道大学の結核研究所の名称を免疫科学研究所に改めること。

第五に、徳山工業高等専門学校及び八代工業高等専門学校を新設するとともに、仙台電波高等学校は二校の電波高等学校を廃止すること。

第六に、国立大学の共同利用の機関として国立

民族学博物館を新設すること。

なお、この法律は、昭和四十九年四月一日から施行し、滋賀医科大学にかかる部分は、昭和四十九年十月一日から施行すること。
以上であります。

本案は、去る二月一日内閣から提出され、同月二十日当委員会に付託となり、三月六日政府より提案理由の説明を聴取いたしました。自來、慎重に審査いたしました。その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて、四月十日本案に対する質疑を終了し、次いで、森喜朗君外四名から、本案に対し、この法律は、公布の日から施行するとともに、これに伴う在学年数の計算に必要な経過措置を講ずることを趣旨とする、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の共同提案にかかる修正案が提出されました。

本修正案及び原案については、討論の通告がないため、直ちに採決に入り、本修正案及び修正部分を除く原案は全会一致をもって可決、よつて、

本案は修正議決されました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

国立学校設置法の一部を改正する法律案に
対する修正案(委員会修正)

国立学校設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和四十九年四月一日」を「公布の日」に改める。

附則第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

(在学年数の計算に関する経過措置)

2 昭和四十九年度に浜松医科大学、宮崎医科大学、広島大学の総合科学部、東京商船大学若しくは神戸商船大学の大学院、新潟大学医療技術短期大学部、信州大学医療技術短期大学部、徳山工業高等専門学校又は八代工業高等専門学校に入学した者は、在学年数の計算に関しては、昭和四十九年四月一日から当該大学、学部、大学院、短期大学部又は高等専門学校にそれぞれ在学していたものとみなす。

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

よつて本案は委員長報告のとおり決しました。

農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(前尾繁三郎君) 内閣提出、農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案につ

いて、趣旨の説明を求めます。農林大臣倉石忠雄君。

〔国務大臣倉石忠雄君登壇〕

○国務大臣(倉石忠雄君) 農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

最近における農村の土地利用の状況にかんがみ、需要に応じた農産物の安定的な供給と、生産性の高い農業経営の育成という農政の基本目標を達成するためには、土地の農業上の利用の確保とその効率的な利用の促進をはかるとともに、農業経営の規模の拡大をはかることがきわめて重要でありますので、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容について御説明申し上げます。

第一は、農用地利用計画の対象に、従来の農用地等のほかに農業用施設の用地を加え、地域における総合的かつ計画的な農業上の土地利用をはかるものとしてあります。

第二は、市町村が農業振興地域整備計画の作成または変更をする場合に、当該地域内の農用地等の一部が農業以外の用途に供されることが見込まれるときは、農用地等として利用すべき土地の農業上の利用を確保するため、当該農業振興地域内の土地を対象として、交換分合を行なうことができることとするものであります。

第三は、農用地の効率的利用と経営規模の拡大

昭和四十九年四月十一日 衆議院會議録第二十五号

農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案についての倉石農林大臣の趣旨説明 農業振興地域の整備
に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する柴田健治君の質疑

八七八

を促進するため、市町村が、農用地の所有者等の意向に基づき、農用地区域内の一定区域につき、農用地利用増進規程を定め、農用地の所有者等の同意を得て利用権の設定を行なおうとするものがあります。

第四は、農用地区域内にある農用地で、耕作等がなされていないため、農用地としての利用が困難となると認められるものについて、これを地域農業者の共同利用のために活用するという趣旨の制度を設けることとあります。すなわち、市町村または農業協同組合は、都道府県知事の承認を受けて、耕作目的の賃借権である特定利用権の設定について、農用地の所有者等に協議を求めることができるとし、この協議がととのわない場合において、都道府県知事の裁定があったときは、特定利用権の設定に関する協議がととのったものとみなすこととしております。

第五は、農用地区域内にある土地につき、その農業上の利用を確保するため、土地の形質変更等の開発行為については、公益性が高いもの等一定の場合を除き、都道府県知事の許可を受けなければならないものとしております。

この場合、都道府県知事は、その土地が農用地等として利用することが困難となるため、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがある等の場合は、これを許可してはならないものとしております。

以上が、農業振興地域の整備に関する法律の一

部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(前尾繁三郎君) ただいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。これを許します。柴田健治君。

〔柴田健治君登壇〕

○柴田健治君 ただいま提案されました農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案に對し、日本社会党を代表して、総理大臣は関係大臣に質問をいたします。

この法案は、現行農地法より優先権を持つような法改正になっているのであります。このような法案を提出する限り、今後日本農業の展望と具體的施策を明確にしなければなりません。

まず、世界の食糧需給の長期的動向についてであります。

国際的に食糧危機は深刻であり、アフリカ、インド、東南アジアの食糧危機は、人道上からも見のがすことができない状態であります。

一方、食糧供給国であるアメリカ、オーストラリア、アルゼンチン、タイ等、穀物の輸出規制や輸出禁止等が行なわれている。このような食糧不足は、単なる異常気象より、むしろ構造的なものであり、今後の世界人口の増大、開発途上国の農

業生産基盤の弱さ、消費の増大に対する供給体制のおくれ等、あらゆる矛盾にさらされているのであります。いまや食糧資源は戰略物資に位置づけられようとしているのであります。

一方、水産資源も、六月二十日、ベネズエラのカラカスで第三次海洋會議が開催され、領海の幅、領海外での沿岸国の権利、海峡の通航権、大陸棚の範囲、群島国家の取り扱い、深海底資源の開発等の問題点が論議されよう。去る五日、ケニアのナイロビにおける開発途上七十七カ国グループ會議でナイロビ宣言が採択されたことは、御承知のとおりであります。これによって、領海十二海里、専管二百海里説が実現されるのではないかと思ふのであります。わが国遠洋漁業の漁獲高は四百萬トンで、これが大幅に減少することになれば、わが国の動物たん白資源に大打撃を受け、国民の食生活は非常に深刻となるのであります。

また、アメリカは四月三十日に物価上昇のガイドラインがはなされ、アメリカのインフレが再燃すれば、アメリカ国内の供給を緩和するため、輸出規制が起る可能性が強いのであります。それに伴い、食糧の価格が五〇%以上上昇することが考えられます。総理大臣の見解を求めます。

次に、農業の位置づけと食糧の自給率の目標を示してもらいたいのであります。

政府・自民党の総合農政は完全に失敗である。生産は停滞し、食糧の自給率は年々低下し、六〇年には八九%であったのが、七一年には七四%に

落ち込み、これは価格ベースであり、カロリー換算では五三%で、面積計算でいけば三五%、わが国一億八百万人の人口のうち、七千万人は外国の農業に生命を預ける勘定になるのであります。また、独占資本本位の高度経済成長政策を推し進め、農村の労働力、土地、水を取り上げるために、国際分業論や貿易の自由化、食糧の化学化、農畜産物の低価格政策、減反政策で、農民の生産意欲と農民の精神構造を変えた罪はまことに大きいといわざるを得ません。強く反省を求めるとともに、農業は民族の基幹産業として位置づけるとともに、自給率の目標を示さなければなりません。

次に、農業後継者問題であります。

政府・自民党は、農家を幾らつぶしたら得心するのであましようか。昭和三十五年に六百六万戸あったものが、今日五百九万戸、就業人口六百八十二万人。政府は、六十歳未満の農業従事者を中核農家として育成強化するといっているのであるが、現在、一人もいない農家が二百七万五千三百戸、一人いる農家が四百四十八万二千二百戸、二人いる農家が百二十二万四千四百戸、三人いる農家が三十一万七千九百戸、面積では、一ヘクタールから一・五ヘクタールが八十三万一千九百戸、一・五ヘクタールから二ヘクタールが三十九万三千五百戸、二ヘクタール以上の農家が三十一万七千四百戸。特に問題は、一ヘクタール以上で一人もいない十五万二千六百戸の農家をどうするのか。これらの農家を今回の農振法の改正でつぶし

てしまうのか。近年の農村に残る若者は、一年に約一万八千人程度であります。この程度の後継者数では、将来の日本の農業はどうなっていくのか、具体的に対策を示してもらいたいのではありません。(拍手)

次に、主要農産物の価格政策についてであります。

農民は、長い間、生かさず殺さずの政策と悪い気象条件と戦いながら、豊作貧乏、不作貧乏に耐えてきたことは、御承知のとおりであります。その上、今日では、悪性インフレの経済政策によって、財政的に農家は破滅の道を歩んでいるのであります。政府が本気で日本の農業を前進させる考えであるならば、農産物の価格決定については、生産費所得補償方式を全面的に採用し、スライド制も取り入れ、国会の承認を求めるべきであります。(拍手)米値決定は、毎年五月末までに決定すべきだと思います。

次に、出かせぎ問題であります。

現在、出かせぎ者は全国六十万から百万人とわれているのであります。政府・自民党は、意識的に、安い労働力を大資本に提供させるために、農業破壊と人間軽視の経済政策で出かせぎを奨励しているのではないのでしょうか。出かせぎ問題から、農村における数多くの悲劇、子供の教育、労働災害、別居生活から来る悲劇、不安定な雇用条件から起こる問題等、いまや社会問題、政治問題になっているのであります。人道上から

も、労働政策上からも、農業政策上からも、一日も早く解決しなければならぬ重要な問題であります。具体的政策を、労働大臣、厚生大臣、農林大臣の見解を求めます。

次に、食糧の備蓄についてであります。

四十九年度において、備蓄米は、食糧用四十万トン、工業用二十万トン、計六十万トン、今年十月までに、古米を含め百万トン、明年十月までには百五十万トンの備蓄をすることになっているのであります。しかし、人口一億八百万人を持つわが国は、世界的食糧危機及び災害等を考えれば、常時二百五十万トン以上を備蓄する必要があると考えられるので、総理大臣並びに農林大臣の見解を求めます。

次に、飼料問題についてであります。

畜産振興は、何といっても飼料問題を解決しなければなりません。今日のわが国の家畜飼料は、ほとんど海外依存であります。濃厚飼料を外国に依存して畜産振興をはかることは、農民にますます犠牲を押しつけることになりす。日本の畜産がただ破滅するだけではありません。政府は、五十七年までの畜産振興計画を発表しているのでありますが、責任は持てるのでありましようか。

また、飼料不足から石油たん白使用論を起しているのではありませんが、安全性が確認されないまま使用される危険性があるのであります。この問題について、厚生大臣、農林大臣の見解を求めます。

「わが国の農業は、長い歴史の試練を受けながら、国民食糧その他の農産物の供給、資源の有効利用、国土の保全、国内市場の拡大等国民経済の発展と国民生活の安定に寄与してきた。また、農業従事者は、このような農業の出来ない手として、幾多の困苦に堪えつつ、その務めを果たし、国家社会及び地域社会の重要な形成者として国民の勤勉な能力と創造的精神の源泉たる使命を全うしてきた。」この文は、農業基本法の前文に書いてある文章であります。これは、農民に法律で社会的責任を明確にしているのではありません。一方、大企業、大商社は、いまや物価狂乱の元凶として、反社会的行動をとっているのではありません。現行の農業基本法は、農民のためのものではないのであります。日本の農業と日本の農民のことを考えるなら、農業基本法を抜本的に改正し、農村の環境整備と農村福祉をもっと明確にしなければなりません。(拍手)

また、土地改良法を改正し、基盤整備事業の管理体制の強化、事業主体を国営と県営、市町村営の三段階制にして、農民負担の軽減をはかるべきであります。いま国会に提案されている農業者年金基金法も、日本農業を基本に考えれば、積み立て方式をやめ、賦課方式に変えるべきであります。農林大臣の見解を求めます。

最後に、田中総理に申し上げます。もっと法律を守ってもらいたいのであります。一つの例を申し上げます。先ほど計量法が可決されました。あ

なたがつくった法律であります。国民に向かってはメートル法を義務づけておるのであります。あなたは、ゴルフでヤードを使っておるのであります。これはメートルであるのかどうか。国民はどんな気持ちで見ているのか、十分反省をしていたいただきたいのであります。

以上をもって、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣田中角栄君登壇〕

○内閣総理大臣(田中角栄君) 柴田健治君にお答えをいたします。

まず第一は、世界的食糧需給の動向についての御発言でございますが、一昨年から穀物等の国際需給が逼迫しましたが、昨年は主要生産国の生産の回復が進み、異常な需給の逼迫事態は緩和の方向に向かっております。しかしながら、今回の需給逼迫で払底した各国の在庫回復の必要や、一部の開発途上国における食糧輸入需要が続いておることなどから、当面、供給状態が数年前のような過剰基調に戻ることはなく、国際価格は不安定に推移するものと予想せられるのであります。

次は、領海の問題等についての御発言でございますが、第三次国連海洋法会議を前にして、アジア、アフリカ、ラテンアメリカの発展途上国を中心として、最大限二百海里に及ぶ排他的管理権を沿岸国に認めよとの主張が強く行なわれていることは、御承知のとおりでございます。このような主張が国際的に制度化される場合には、わが国漁

昭和四十九年四月十一日 衆議院會議録第二十五号 農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する柴田健治君の質疑

八八〇

業に及ぼす影響はきわめて重大であります。わが国としましては、従来から、沿岸国による排他的な管轄権は認められないとの立場で対処してきておるわけでありまして、情勢としましてはきびしいものがございますが、政府としましては、あらゆる場を通じて、わが国漁業の長期的利益を確保するため最大限の努力を払うとともに、関係国との相互理解及び共存共栄の立場のもとに、わが国漁場の確保をはかってまいり所存でございます。

次は、日本農業の位置づけについての御質問でございますが、農業は、土地、水等の国土資源を活用しつつ、国民生活の基礎物資である食糧を供給するという重要な使命を果たしておるわけでありまして、また、農業及び農村は、食糧供給という役割りだけではなく、国土と自然環境を保全し、健全な地域社会を維持する上で重要な役割りを果たしておるものであります。また、国民食糧の安定的供給をはかるためには、国土資源を有効に活用して、国内生産の可能なものはできるだけ国内でまかなうことが重要であると考えます。このよう

な観点に立つて、主要農産物である米、野菜、果実、牛乳、乳製品、肉類、鶏卵等については、完全自給ないし八割以上の自給率を確保することとなしておるわけでありまして、このため、農業生産基盤の整備、麦、大豆、飼料作物の生産奨励措置、未利用地における大規模な畜産基地の建設などの施策を総合的に実施しておるわけでありまして、

次は、農業の後継者対策についてでございますが、近年における農業労働力の減少傾向とその老齢化傾向にかんがみ、わが国農業の供給力の維持、強化をはかるためには、農業生産の中核的でない手の確保、育成をはかることがきわめて重要であることは、御指摘のとおりでございます。このため、農業を魅力ある産業として確立するとともに、住みよい農村環境の整備をはかり、あわせて、近代的農業を担当し得る農業後継者を育成するための諸施策を一そう充実強化してまいりたいと考えます。

次は、米の備蓄に対してでございますが、古米持ち越しにつきましては、その数量をふやすと、その分だけ消費者に古米の消費を引き受けてもらわなければならないわけであります。したがって、その数量にはおのずと限界があるのでございまして、従来、米穀年度末の古米持ち越しにつきましては、百万トン程度が適当と考えておりましたが、本年はさらにゆとりを持たせることとなし、明年十月末の古米持ち越しは約百五十万トンにふやすよう計画をいたしておるところであります。

また、このほかに、例年十月末には二百五十万トン以上の新米が買入れ済みとなりますから、米の需給には全く不安はないわけであります。

農業関係法制の抜本的再検討と農業基本法の改正に対しての御言及でございますが、政府としましては、今後とも、農業及びそれをめぐる諸情勢

の推移を見きわめつつ、農業に関する施策の展開に際し、関係法令の一そうの整備をはかってまいり所存でございます。

農業基本法に定められています農政の基本的目標及び目標を達成するための施策の基本は、現在の情勢においても不変であると考えておるのであります。したがって、今後とも、農業基本法の差し示す基本的方向に沿いつつ、内外の諸情勢に対応しながら農政を展開していく所存であり、農業基本法を改正することは考えておりません。

また、農業基本法の示す方向に従って、政府は、農村総合整備モデル事業、農村地域への工業導入、農業者年金制度の改善等の施策を進め、農業者及び農村の福祉の向上につとめてまいりたいと考えております。

最後に、法律を守れということでございますが、法律は十分守っておるわけでございます。

ゴルフ場におけるヤードというものは、これはメートルにしても一向差しかえないわけでございますが、ヤードやポンドやフィートというものは、国際的にそれぞれ使われておることでございます。法律をもってヤードをメートルに変えなければならないというたぐいのものではないことは、御承知のとおりでございます。(拍手)

〔国務大臣倉石忠雄君登壇〕

○国務大臣(倉石忠雄君) 柴田さんのお尋ねの、世界的食糧需給であるとか、領海と漁業の問題、民族の基幹産業としての農業の位置づけ、後継者

の、つまり農業のない手の育成等、それから備蓄に対する施策、こういうような問題につきまして、ただいまきわめて御丁寧に総理大臣からお答えがございましたから、私は御遠慮いたします。

そこで、もう一つ、石油たんのことでございますが、予想されます畜産の伸展に伴いまして、飼料の安定的な確保をはかりたい、これは当然なことではございますが、この安定的な飼料原料の輸入の確保と、国内における飼料生産の振興と並びまして、新しい飼料原料の研究開発がきわめて重要なことは、御存じのとおりであります。

そこで、新しい飼料原料につきましては、飼料効果がありまともに、家畜及び畜産物を通じての人間の健康に対して安全性が保証されるものでなくてはならないことは当然でございます。したがって、新しい飼料原料の実用化につきましては、国におきましてもできる限り試験研究を実施いたして、その安全性について十分な確認を行なうて、広く国民の合意の上で実施すべきものであると思ひますが、御指摘の石油たん白につきましては、その安全性については、まだ国民の合意が得られておりませんので、昨年二月企業化が中止されて今日に至っております。特にこの具体的な企業化の動向はただいまございません。しかし、大いに研究に値する問題であると存じます。もう一つ、農業者年金制度についてお話がございました。賦課方式に切りかえるべきではないか

ということですが、農業者年金制度につきましましては、加入者の年齢構成が高いこと、将来において被保険者に比べて受給権者の割合が大幅に増大したことが予想されますことなどの問題がございますので、現在積み立て方式を採用いたしておりますのでありますが、このような農業者年金制度の問題を考えると、賦課方式を採用することはなかなか困難であると存じます。

以上、お答えいたします。(拍手)

〔国務大臣齋藤邦吉君登壇〕

○国務大臣(齋藤邦吉君) 農家の出かせぎ家庭に残された寝たきり老人あるいは保育を要する児童に対する施策についてのお尋ねでございますが、そうした寝たきり老人の方々に對しましては、施設へ収容することを必要とする方々については、特別養護老人ホーム等の整備をはかりまして、これを収容するように努力をいたしておるわけでございます。さらにまた、在宅で生活をする方につきましては、ホームヘルパーを優先的に派遣いたしまして、そうした家庭のごめんどろを見る、こういうふうな施策を講じておる次第でございます。

また、保育を要する児童につきましては、保育所の増設あるいはまた養護施設の整備等をはかりまして、地域地域の実情に應じ、援護の措置を全ういたしてまいりたいと考えておる次第でございます。

なお、次に、石油たんの白の問題でございますが、

昭和四十九年四月十一日 衆議院会議録第二十五号

これは厚生省の中の食品衛生調査会において特別部会をつくりまして、この安全性について検討をいたしてまいったわけでございますが、実験段階におきましては一応安全性が確認されましたけれども、企業化にあたっては、さらに工業的試作段階において再度検査を行なう、こういう方針をきめておったのでございますが、昨年二月、企業側においては、社会情勢等を考慮し、みずから石油

たんの白の企業化を行なわない、こういうふうになつておるわけでございまして、現在は石油たん白は全然使用されていないような状況でございます。しかし、将来とも、これが実用化につきましては、飼料所管の農林省とも十分相談いたしまして、安全性が確認されるまではこうしたものは使用させない、こういう方針で臨んでまいりたいと考えておる次第でございます。(拍手)

〔国務大臣長谷川峻君登壇〕

○国務大臣(長谷川峻君) お答えいたします。

出かせぎ労働者対策の第一は、基本的に、できるだけ地元で働けるような雇用の機会をつくることだと思ひます。現に、出かせぎ者に対しては、職業安定所を通じての就労経路の正常化と雇用契約の明確化をするように指導しております。

就労前の健康診断、技能講習、就労地では、福祉施設、相談所の設置をするよう施策を進めております。特に重要なことは、就労している建設現場での災害、賃金不払いがありますので、これを防止、改善するよう、元請業者を含めまして、強力

に監督、指導してやっているとあります。

(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) これにて質疑は終了いたしました。

電源開発促進税法案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(前尾繁三郎君) 内閣提出、電源開発促進税法案について、趣旨の説明を求めます。大蔵大臣福田赳夫君。

〔国務大臣福田赳夫君登壇〕

○国務大臣(福田赳夫君) 電源開発促進税法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

〔議長退席、副議長着席〕

政府は、今次の税制改正の一環として、最近における電力需給の逼迫の状況にかんがみ、発電所等の周辺地域住民の福祉向上をはかること等を通じて発電用施設の設置を積極的に進めることとし、この施策の費用に充てるため、新たに一般電気事業者の販売電気に対して電源開発促進税を課することとしたものであります。

第一に、課税範囲等につきましては、一般電気事業者を納税義務者とし、その供給した電気及びみずから使用した電気を課税物件とし、これらの販売電気に対して電源開発促進税を課することとしております。

第二に、税率につきましては、販売電気千キロワット時につき八十五円とすることとしたしてお

ります。

第三に、その納付につきましては、毎月、その月中における販売電気の電力量に対する電源開発促進税額等を、その翌月末までに申告し、納付することとしております。

なお、電源開発促進税の収入額は、全額、別途御審議をいただく電源開発促進対策特別会計法案により新設することとしております。電源開発促進対策特別会計に、その財源として繰り入れることとしております。

以上、電源開発促進税法案の趣旨について御説明申し上げた次第であります。(拍手)

電源開発促進税法案(内閣提出)の趣旨説明に

対する質疑

○副議長(秋田大助君) ただいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。順次これを許します。阿部助哉君。

〔阿部助哉君登壇〕

○阿部助哉君 私、日本社会党を代表して、電源開発促進税法案に関して質問をいたします。

このような目的税の新設に對しては、税制上大いに疑義のあるところであります。特に原子力発電の場合には、核武装、独占資本の大衆収奪の問題など、国民のためにたださなければならぬ数々の問題点がありますが、この際、時間の制約がありますので、この法律によって進めようとして

農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する柴田健治君の質疑
案についての福田大蔵大臣の趣旨説明 電源開発促進税法案の趣旨説明に対する阿部助哉君の質疑

電源開発促進税法

おる原子力発電の危険性に焦点をしばってお伺いいたします。(拍手)

現在、原子力発電所、またその建設予定地周辺の住民を先頭に、全国的に原発反対の運動が大きく広がっております。その最大の理由は、原発が正常に運転しておいても、常におそるべき放射能を排出する、一たび事故が発生すれば、現在の科学技術の手の届かない、実に想像を絶する壊滅的な災害をもたらす、原発の建設を断固阻止して民族の生命を守るのだ、こういった崇高な精神に基づく運動であります。電力会社が行なっている無公害発電所などという無責任なPRは論外だが、当局の住民説得の説明もまたきわめて無責任なものであります。一片の誠意すら見られないものであります。

放射能の危険性については、これまで数多くの研究者から警告されておるのでありますが、アメリカの著名な放射線学者、ゴフマン、タンプリンの両氏は、放射能は、許容量以下であっても、ガン、白血病を誘発する、いかに微量でも、無害だという科学的根拠はない、微量でも、長年におたつて放射能を浴びれば、それによる遺伝的影響は、ガンなど比べようのない重大な結果をもたらすと警告しておるのであります。わが国でも、広島大学の川村名譽教授が、カエルによる動物実験のおそるべき結果を発表しておられます。それによると、カエルの卵や精子にごく微量の放射能を当てると、きわめて高い率で不妊や発育

障害、奇形、たとえば頭の小さなカエル、脳のないカエル、足のないカエルといった奇形が発生するという、戦慄すべき報告がなされておるのであります。

当局は、運転中の原発は許容基準を守っているから安全だと言うが、水俣病の例からでもわかるように、食物などを通じ、長期にわたる体内への蓄積が、子孫に対する遺伝的障害を起こすのであります。放射能には本質的に安全量というものには存在せず、許容量は、独占資本がもうけるために、これだけの放射能はがまんして浴びてもらいましようということでありまして、総理の御見解をお伺いしたのであります。

しかも、政府は、原発から生み出される死の灰のかたまり、すなわち放射性廃棄物の処理のめどさえ立てないまま、原発建設を進めようとしたしております。最も危険な廃棄物を、どこに、どのように捨てようというのか、お答え願いたいのであります。

百万キロワットの原発の内部には、一年間で広島原爆一千発分の死の灰がたまるのであります。しかも、その炉の内部は、数百度から数千度の熱と、数百気圧の圧力がかかり、あらゆる装置は、物質の極限状態の中でバランスをかううじて保っておるのであります。しかも、その状態はまだ十分分解されているわけではございません。

原発は、正常に運転が行なわれていても、常に放射能の危険性があります。まして、現在アメリカ

カや日本で動いておる原発は、ひんぱんに事故を起こしておるではないか。たとえば、当局さえもが欠陥原子炉と認めざるを得なかった美浜原発は、昨年の暮れ、蒸気発生装置の事故に続き、ウラン燃料棒が曲がるという重大事故を引き起こしておる。燃料棒の曲がり、これを放置すれば炉自体が溶けるといふたいへんな事故に発展する。同じような事故はアメリカでもたびたび起こっており、これに対する十分な対策は、あちらでもいまだ解決を見ていない。重大事故に至らなかったのは、ただ運がよかったということにすぎないのであります。

当局が事故のうち最もおそるべき事故と想定しているのは、冷却パイプの破断事故だといわれている。これに対する安全装置がECCS、緊急冷却装置であります。この装置は、アメリカの原子力委員会で幾たびか実験がなされたが、ことごとく失敗している。この装置が作動しないと、炉の中はどろどろに溶ける。予定よりわずかおくれで作動し始めると、今度は最悪の事態、すなわち大規模な爆発事故に発展し、死の灰が一ぱい詰まった発電所を吹き飛ばしてしまうのであります。このような、安全装置なのか、それとも危険倍加装置なのかわからないようなものにたよるを得ないほど、現在の原発は技術的に未熟なものであるものであります。

わが国の原子力産業会議が、東海村の出力十六万六千キロワットの原子炉が爆発したと想定、算

出した答えは、死者七百二十人、傷害二千九百人、四百キロ四方では農作物がとれなくなる。損害額も三十七兆円と算出しておるのであります。これに類する事故は、すでにアメリカ、イギリスなどで起きています。現在建設中または建設予定の原子炉は、百万キロワット、この七倍で、新潟県柏崎に予定されるように一カ所に一千万キロワットの大型ともなれば、単純計算でも、この七十倍の被害が想定されるのであります。

当局の原子力開発利用長期計画は、十年後の一九八五年には出力六千万キロワットの達成を予定しておりますが、これはその時点での平地面積当たり出力にして、アメリカの十五倍、イギリスの三倍に当たるのであるが、世界的な地震多発地帯であるこの狭い日本列島に、なぜこのようなばく大な原子力発電所を背負い込もうとするのか、まさに正気のさたではない。地震が起きても絶対的安全性を保障できるのか、その確信のないまま建設を急ぐことは絶対に許されないことであります。(拍手)総理の御見解を承りたいのであります。

次に、原発の温排水の問題であるが、政府原子力当局は、この分野に関し調査研究を全く怠っております。大量の放射能を含んだ原発からの温排水の量は、火力に比べてもはるかに大量であり、かりに政府の長期計画が達成されると、十年後には原発と火力による温排水量は千八百九十億トン、これはわが国の全河川の流水流量に匹敵する量

であります。摂氏七度以上も高い温排水が日本列島を取り巻いたとき、海洋生物や気象への影響は想像を絶するものになると思うが、当局は、そのときの日本を取り巻く海の状態、気象への影響をどのように予測したらよいのか、お答え願いたいのであります。

ある気象学者は、新潟県柏崎に建設予定の原発だけでも、信濃川に倍する量の温排水が日本海に流れ込み、日本海のパランスをくずし、異常豪雪など気象変動を引き起こすと警告しております。当局は、海には攪拌作用が働き、数百メートル先で温度差がなくなると説明しているが、漁民は、日々の経験から、温度の異なる海水はまじりなく、潮目を引いてどこまでも伸びていくのだと、この机上の計算を論破しているのであります。

新しい化学農薬や機械は、二年間も使ってみれば、よいものかどうかすぐわかる、原発に対しては悪いわさばかりだ、安全なものだったら、こんなうわさがいつまでも続くはずがない、これは福島県の年老いた農民のことばであります。このような農漁民、労働者が実生活で体験した知識こそ、はかならぬ科学の源泉であります。これを軽視し、ばかにする者は、科学を否定するものであります。(拍手)この民衆の知識を否定するから、公害を生み出し、非民主的になり、秘密を必要とするようになるのであります。

住民が原発の安全性を確かめようとすると、必ず当局の秘密主義と商業機密の壁に妨げられる。

昭和四十九年四月十一日 衆議院会議録第二十五号 電源開発促進税法案の趣旨説明に対する阿部助哉君の質疑

それは核戦略を柱とするアメリカの原子力法と、平和をたてまえとするわが国の原子力基本法は明らかに異質のものであります。(拍手)これを無理に結びつけるためにできたのが表向きの日米原子力協定、その実体は商業機密なのであります。この商業機密のベールが、原発の安全性検討の機会をはばみ、安全データから運転、修理に至るまでアメリカにたよるといって、現在の原発植民地をつくり出したのであります。自主、民主、公開の三原則のどこに、商業機密は例外であると書いてあるか、お答え願いたいのであります。(拍手)

最後に、この法案は、自然と子孫を守ろうとする崇高な住民の要求をすりかえ、札束で住民運動を圧殺しようとする卑劣なものであります。私の質問に対する御答弁は、従来のように、電気がなくてもよいのかとか、停電になりますぞといったおどかしはやめにしていただきたい。いまやそんな論法は通用しない。国民は、高度成長を反面教師として、生活意識、価値観の変革を遂げつつある。柏崎の青年たちは、はつきりと、原発の電気は要らないと、こう言っておるのであります。こういった事実が大きく目を開き、民族の命運に責任を持つ高い立場からの御答弁を期待して、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣田中角榮君登壇〕
○内閣総理大臣(田中角榮君) 阿部助哉君にお答えいたします。

まず第一は、原子力発電の安全性の確保についてでございますが、原子力発電の開発を進めるにあたりましては、安全性の確保と環境の保全が大前提であることは言うまでもないわけでありまして、特に、放射能による影響を防止することにつきましては、原子炉の設置の許可に際し、十分な安全審査を行なっておるところであります。

原子力発電所の安全対策につきましては、そもそも事故を起こさないで安全に運転すること、そして万一事故が起きて、その影響を最小限に食い止めて、周辺の一般公衆に被害を及ぼさないことを基本方針にいたしておるわけであります。

また、日米原子力協定についての御発言でございますが、日米原子力協定は、わが国の原子力基本法の趣旨に沿い、原子力の平和利用の実現を目指す研究及び開発を行なうための相互協力を目として締結をせられたものであります。

また、わが国の原子力研究開発は、一貫して原子力基本法の趣旨を体して実施しており、基礎研究をはじめ、新型動力炉開発、濃縮ウラン技術開発、原子力船舶開発等について、従来からも自主開発の推進に格段の努力を傾注いたしておるところでございます。

電源開発促進税というものが、地域に対して札束でものを解決するというような御発言でございますが、現在のエネルギー危機に対処するため、電源の開発は刻下の急務であることは、申すまでもないことでございます。電源開発促進税は、原子力、火力発電所等の周辺地域住民の福祉

の向上をはかることなどを通じまして、発電所の立地対策を積極的に進めることとし、その財源に充てるために創設しようとするものでございまして、法案のすみやかな成立を期待いたしておるのでございます。

なお、原子力発電所というものに対しては、長期的視野で考えなければならないと考えておりまして、いま世界でどのくらいの発電が行なわれているかと申し上げますと、一九五四年にソ連で初めて原子力発電が実用化されたわけでございまして、それ以来、世界各国で原子力発電の実用化が急速に進展し、現在世界で運転中のものは、合計百三十二基、四千万キロワットをこえておるわけでございます。さらに、建設計画中のものを加えますと、合計四百六十八基、三億一千五百万キロワットに達しておるわけでございます。わが国の原子力発電も、このような世界各国における最近の原子力発電の開発の趨勢に合致するものであり、今後とも、安全の確保に一そうの留意を払いながら、積極的にその推進をはかってまいらなければならないことを御理解いただきたいと思うのであります。

残余の問題に対しては、関係閣僚から答弁をいたします。(拍手)

〔国務大臣森山欽司君登壇〕
○国務大臣(森山欽司君) 阿部議員にお答えをいたします。

先ほど来の御質疑を聞いておりますと、原子力

の平和利用と軍事的な利用というものを、その利用の目的だけではなくて、原子力発電というものと原子爆弾を何か混同してお考えのようでございますが、そういう素朴な議論はいかがかと思われ
(発言する者あり)

私から申し上げるまでもないことでございますが、原子力の軍事利用は、核分裂によるエネルギーを瞬間的に利用する方法でございますし、それから原子力発電は、核分裂によるエネルギーを自由抑制された形で利用するというところでございまして、原子力発電所が何か大爆発を起こすなどということは全くございせんから、どうか、そういう基本的な、初歩的なことは、こういう議場で御議論になられないように、ぜひお願いをいたしたいと思うわけであります。(発言する者あり)

私は、原子力発電所が正常に動いておる場合でも放射能の危険があるというような御発言がありますが、まことに不可解な感じをいたしております。
まず私から申し上げたいと思ふことは、この原子力発電、原子力の平和利用というものは、戦後に起こったものでございますし、実用段階に入ってから二十年以上でございます。歴史も短いわけでございますし、技術の歴史的発展段階をいたしまして、イノベーションからテクノロジー、アセスメントと、何か放射能というものがあつたとは事実でございますから、それには念には念を

入れて前もって準備をしておく、気を使つていく、そういうことでございまして、放射能の問題について念には念を入れるからといって、だから原子力発電はあふないんだ、ということはたいへんな間違いでございますから、念には念を入れるから安全だというふうにお考えをお願いしたいと思つておる次第でございます。(発言する者あり)

原子力発電所をつくります際には、私から申し上げるまでもないことでございますが、厳重な安全審査をやりますし、また、いろいろな法律に基づいて、やかましい許可、認可の手続もありますし、それからまた検査もやるわけでございます。

また、この原子力発電所を動かします際に、間違つて機械を動かすとか、あるいはまた、機械でございまして、故障というものはあるわけでございまして、間違つて動かしたり故障がござい

ても、そういう場合には安全装置が動いて、かわりの機械が動くとか、あるいはまた機械がとまるか、あるいはまた安全なわけでありまして、どうも、機械がとまると、あふないあふないというのでありますが、機械がとまるから安全なのであります。その辺もどうかひとつ間違ひのないように願ひたいと思ひます。(発言する者あり)

それからまた、定期検査というのがございまして、政府が監督して、一年に二カ月ぐらい検査をいたします。その検査をやりますと、機械のことでございますから、故障とか、その他のあふないなどところが発見されます。そうすると、そういう

ものが発見されると、またあふないと言う。定期検査があるから、これは安全なのでございまして、そういうことがわかつてくるのが安全のゆえんでございます。

まあ、こういう問題につきましていろいろ各方面で御議論になりますのは、やはり原子力発電所という問題が一般国民の中にほんとうにわかつていただくまでになかなか時間がかかる。現段階で、国会でもいろいろ御議論がございしますが、私は、これらの御議論は、やはり一度は越えていかなければならない関門であるというふうに考えておりますけれども、もうそろそろ、こういう問題について、この事態の真相というものを各方面においてわかつていただかなければならぬというふうに考えております。

それは、申すまでもなく、最近のエネルギー事情、特に電力事情等を見ますと、昭和四十六年度は、発電所の基本建設計画に対して建設は八二%、四十七年度が三二%、それから四十八年度は四四%でございまして、もしこのまままいりますと、来年の夏の電力の最も要るピーク時には、これは局地的にもう停電が起きてくることは、遺憾ながら避けられない。もう昭和五十三年ごろになりますれば、電力の供給が需要に追いつかないということになるわけでございまして、そういう事態を起こさないようにすることが、政治家の任務であり責任であると思つております。与党の任務であるし、野党もまたそのおつもりで

なつて真剣にこういう問題に取り組んでいただきたいというふうに考えておる次第でございます。(発言する者あり)

そして、地震があるからあふないなどと申しますが、普通の建造物の三倍ぐらいの強度で、しかも、そのときどきに起こっているいままでの過去の地震をよく調べて、そういうものを考えて建てておるわけでございまして、日本は地震国でありますけれども、原子力発電所の建設は全く心配はございせん。

遺伝等の問題について気をつけなければならぬわけでございますが、今日、自然放射能でも年間百ミリレムといわれております。近代の原子力発電所は、発電所の地元でもって人体に与える放射能は五ミリレムということで、自然放射能の一けたも二けたも下の段階でございまして、自然放射能のおおるわけでございまして、これは自然放射能は幾らでもあるわけでございまして、それが遺伝の心配が放射能にあることは事実でございまして、自然放射能の一けたも二けたも下のほうでいまして、原子力発電所がつくられている現状で、心配だといふのは一体どういふおつもりか、私は理解に苦しむというふうにいわざるを得ないのでございまして。(拍手)

それで、いろいろたくさんお話がございましたが、基本的にはその程度にさしていただきまして、総理がお話しなされましたことを若干補足し、かつ、総理が触れられませんでした面について、私

からお話しを申し上げたいと思います。

温排水の問題について、少しでも少ないほうがいいことで、このような問題について留意しなければならぬわけでございますが、この問題について政府が何もやらぬじゃないかというようなお話がありますが、これはとんでもないことでございまして、昭和四十七年度以来、農林省も環境庁も、通産省も科学技術庁も、このような問題に取り組んでおります。そして、これまでの研究では、排水口付近のモ類や貝類に若干の変化があるかもしれないが、しかし、魚類等の生産は、いまのところ目立った変化は認められない。温排水の影響は海域によって異なり、かつ、長期間にわたる観察を必要とする事項も多いから、昭和五十一年度までの五年計画でひとつ調べようというので、目下鋭意調べておるところでございますから、政府がこういう問題について何もせぬなんということは、これはまことに心外でございますので、どうかひとつその点もよくお考えになっていただきたいと思っております。

それから、原子力発電所の増加に伴って、放射性廃棄物の処理施設や核燃料再処理工場が増加し、これによる放射能の危険が増大する、廃棄物の海洋投棄の方法についても、国際的に安全性が十分確認されているわけでないから、この危険防止対策はどう進めるかというお話でございますが、これも御心配は要りません。

たくさんありますから、早口でさつと申し上げ

まして、あとはひとつお読み願いたいと思っておりますわけでございますが、再処理工場のみならず、原子力施設から放出された気体及び液体の廃棄物につきましては、原子炉等規制法に基づきまして厳重に規制されており、安全は確保されております。建設中の再処理工場の審査にあたつて、国際基準より低い安全なところで許可しておりますが、さらに一そう排出を低減化するように研究開発につとめておるところであります。

人体に与えますところの放射能につきましては、一般人は許容限度が五百ミリレムでございますが、それに対して三十二ミリレムということでございますから、この再処理工場については全く心配はございません。

固体廃棄物の処理等の問題につきましては、放射性固体廃棄物につきましても、同法に基づき、各施設内に厳重に保管されております。しかし、今後、原子力発電所の増加に伴い、将来にわたつて保管するという方法に加え、さらに安全性を十分確認することを前提とした処理及び処分を行なう必要があると思ひます。

こういう考え方のもとに、直接環境中に放出されない廃棄物につきましては、海洋処分、陸地処分を組み合わせて実施する方針で、現在、水産庁、気象庁、海上保安庁等の機関により、海洋処分の安全評価のための調査を実施しているところであり、その結果を踏まえて安全評価を行ない、安全を十分確認した上で実施することとして

おります。また、海洋処分につきましては、現在、国際原子力機関におきまして、国際的な基準づくりが進められており、わが国もこの基準を踏まえて十分安全を確認する所存でございますから、放射性廃棄物の施設及び核燃料再処理工場等の問題につきましては、全く心配がございませんから、御安心くださいますようお願いいたします。

いろいろ問題がございしますが、一番最後に、今回の法律でもって原子力発電所の地元、何か札びらではつたをひっぱたいたくような、そういういわれのない御批判がございましたが、そういうことは全くございません。原子力発電所は過密地域に建設されることが多いのであります。そのため、

地元では、発電所から出る電力は都市に送られて、地元のために一向にならないという不満があります。また、原子力発電所は装置産業でありまして、雇用吸収力に乏しいので、雇用の面でも地元のメリットがない。そこで、今回の交付金は、これらの不満を解消するために、開発利益を地元に戻元しようとするものでありまして、地元の不満を口どめするために金をばらまくんというとは、全く考えていないということをどうか御理解願いたいと思ひます。

以上、答弁いたします。(拍手)

○副議長(秋田大助君) 小沢貞孝君。

〔小沢貞孝君登壇〕

○小沢貞孝君 私、民社党を代表して、ただいま趣旨説明のありました電源開発促進税法案に対して、若干の質問を行なわんとするものであります。(拍手)

御承知のとおり、電力は、国民の日常生活、企業の生産活動に絶対不可欠なものであります。いままで、その電力は、電力会社の精力的な経営姿勢と民主的労働運動を進める労働組合の生産性向上運動とによって、多年にわたつて安定供給が達成されてきたわけであります。では、なぜ、最近に至つて、夏ごとに電力節減が年中行事化するほど需給逼迫をもたらしたのであるのでしょうか。その根因は、重化学工業中心、高度経済成長に狂奔してきた政治姿勢にあると思ひます。

周知のごとく、わが国の電力需要構造は、著しく産業に片寄つております。実に全体の八〇％が産業用として消費されて、昭和三十六年から昭和四十六年までの家庭用四百四十六億キロワットアワーの増であるのに対して、産業用電力は九百十九億キロワットアワーと、飛躍的に増大いたしております。こうしたエネルギー多消費型産業構造を抜本的に改革することなしに、電力の需給逼迫化を解決することは不可能であらうと存じます。しかるに、その具体策を講ずることなく、逆に日本列島改造という高度経済成長路線を押し進め、一そうエネルギーの多消費型産業の拡大をねらつてまいりました。

総理は、この機会に、電力の大量消費をもたら

昭和四十九年四月十一日 衆議院會議録第二十五号 電源開発促進税法案の趣旨説明に対する小沢貞孝君の質疑

八八六

す列島改造論構想を土台とした経済社会基本計画を抜本的に改め、高福祉省エネルギー産業構造への転換構想を具体的に明示すべきであらうと思ひます。総理の御所見をお伺いいたします。

電力需給窮迫の第二の原因は、言うまでもなく、電源立地難でありましょう。立地難は、発電所建設に反対する住民運動の高まりによって深刻化したのでありますが、いままでは発電所の公害、安全対策に無為無策に終始し、住民の意思を無視して建設を推進してきたことにありましょう。発電所建設は、国民の理解と協力なくして円滑な推進は不可能であります。とりわけ、今後の電力供給源の大宗をなす原子力発電所は、安全性に対する国民の理解が絶対不可欠の要件であります。

しかるに、政府は、国民の原子力アレルギーが強いにもかかわらず、原子力の安全性を国民に周知徹底することを怠ってきたのであります。私は、こうした政府の政治姿勢を改めない限り、真の電源開発を推進することは困難であると断ぜざるを得ません。総理並びに科学技術庁長官は、国民の原子力の安全性に対する不安をいかにして解消せんとするか、具体策をお伺いしたいと思ひます。

わが民社党は、原子力発電所建設を促進するため、原子力村とか、原子力タウンの建設を提唱いたしております。すでにスウェーデンにおいては、原子力発電による集中冷暖房など、原子力の平和利用を実現していることは周知の事実であります。

ります。私は、国民の原子力アレルギーを解消する道はただ一つ、原子力タウンを建設し、事実として安全性を実証すること以外にないと確信いたしております。

総理は、どうでしょう、本格的な原子力タウンを建設する御決意はございませんか、所信をお伺いいたします。

次に、原子力と同様、新しく期待されている地熱発電開発についてお尋ねをいたします。

地熱は、資源の乏しいわが国にとって貴重なエネルギー資源であります。しかも無尽蔵であります。石油のような供給不安におちいる心配もありません。このために、御承知のように、九州と東北の二発電所が稼働し、さらに三発電所の建設が進められるなど、地熱発電が急速に促進されつつあります。

しかし、十分な地質調査が実施されていないため、発電規模も、二万キロワットと、小規模な段階を脱し切れません。今後、地熱発電を本格的に推進するためには、地質調査の徹底をはかることはもとより、温泉法、自然公園法や国有林などの権益調整を行ない、企業の行なう物理探査、科学探査に対する大幅な補助金交付など、政府の助成を拡大しなければなりません。

通産大臣は、地熱発電を国の責務として推進するために、地熱に関する権利関係を明確にする地熱開発促進法というようなものを制定するお考えはないか、御見解をお伺いしたいわけでありま

す。

次に、電源開発促進税法案の内容について若干お尋ねいたします。

第一は、国税として本格的な目的税を創設した根拠についてであります。

従来、政府は、目的税の創設にきわめて慎重であつたはずであります。しかるに、今回に限って目的税を新たに創設したのは、いかなる理由に基づくものであるか、全く理解に苦しむわけであります。しかも、本法案は、電源開発の促進を目的とするもので、公害補償ではありませんから、企業負担とする根拠はありません。他方、政府は、公害対策的色彩の強い、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律では、国の大幅な助成措置を講じております。しかるに、国民生活の向上に絶対不可欠である電力の安定供給をはかる本法案では、逆に、一般財源の負担を避けて、目的税としております。これは明らかに矛盾した政策ではありませんか。大蔵大臣、その根拠を明確にしてくださいと思ひます。

第二に、家計への圧迫となつておる電気ガス消費税についてであります。

電気税は、一般家庭用電灯に強制的に課税されているのに対し、百三十品目の産業用大口電力には免税措置が講ぜられております。このため、電気総消費量が全体の二割であるにすぎない電灯が、税収の六割を負担することになっておりま

す。その上、目下申請中の電気料金が引き上げられるならば、家庭の税負担がさらにかさむこととなるわけであります。加うるに、本法案が成立すれば、現下の電力業界の現況からして、企業努力によつて税負担を吸収することはきわめてむずかしいことから、料金引き上げによつて吸収をせざるを得ないでありましょう。私は、この際、政府は、奮勇をふるつて電気消費税を撤廃すべきだと思ひます。大蔵大臣の御見解をお尋ねいたします。

第三にお伺いしたいことは、既設発電所に対する税の交付についてであります。

政府案によりまして、既設の発電所などすべての発電所に対して促進税を課せようとしておりますが、交付金は、建設中か、または新規工の発電所に限られておるわけであります。これでは既設発電所周辺の住民は何らの恩恵を受けないことになるわけであります。私は、こうした不公平な税配分は断じて容認できないのであります。既設発電所周辺に対しても、特別の措置を講ずべきだと考えております。通産大臣の御所見をお伺いいたします。

さて最後に、昨今の緊急事態に対して総理にお尋ねをいたします。

今日のゼネスト以前より行なわれた国労や動労の順法闘争等によつて、生鮮食料品が急騰いたしております。キャベツの小さいものが三百円、ホウレンソウ一わ百五十円というのが昨晩の値段で

あります。入荷量が少ないためにさらに急騰必至の情勢であります。今日の緊急事態に対処して、政府は、民間トラックを動員するなどして生鮮食料品を確保する等、非常措置を講ずる必要があらうかと思ひます。総理の責任ある御答弁をお願いして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣田中角榮君登壇〕

○内閣総理大臣(田中角榮君) 小沢貞孝君にお答えをいたします。

まず第一は、省エネルギー産業構造への転換構想等についての御発言でございますが、経済社会基本計画におきましては、エネルギー資源の有限性を強く認識して、その安定供給の確保、エネルギーの多様化あるいは電源開発の円滑化等を進めることにいたしておるわけでございます。さらに、資源エネルギー多消費型産業への依存度をできる限り減少させますとともに、他方、いわゆる知識集約産業へのウェイトを高めていくことによりまして、全体として省資源、省エネルギー型の産業構造へ転換していく必要性を強調いたしておるわけでございます。

政府としましては、省資源、省エネルギー型産業構造のより具体的な姿、及びその実現のための総合的政策体系の方向などにつきまして、現在鋭意検討を進めておるわけでございます。これらの問題を、経済社会基本計画のフォローアップ作業を通じて明らかにいたしてまいりたい、こう考えるわけでございます。

原子力の安全性確保についての御言及でございますが、原子力発電の推進にあたって安全の確保が必要なことは、申すまでもないことでございませう。政府といたしましては、安全審査の実施、原子炉等規制法の施行等を厳正に行なうことによりまして、かねてから安全の確保には万全を期しておるわけでございます。

しかし、先ほども科学技術庁長官から述べましたとおり、安全性確保に対しては、政府も従来から努力をいたしておりますし、また、世界的な趨勢としまして、原子力発電所は不可避の状態になつておるわけでございます。御承知のとおり、フランスは、新規発電所は全部原子力発電所に切りかえようという計画さえ進めておるわけでございますし、私が訪ソいたしましたときには、旧樺太地区に四百万キロないし五百万キロの原子力発電所を設置して、電力を海底送電線によつて日本に供給してもけっこうだとさえ言われておるのでございます。

世界的な趨勢はそうになっておるわけでございしますが、しかし、新しいエネルギー開発でございしますから、安全性に対しては事情を十分国民にPRをし、国民の理解を得てこのような新しい発電所が進められなければならないということ、申すまでもありません。そういう意味で、従来政府がつてきた安全性のPRに対して遺憾がなかったかということについては、まあ万全でなかったともいい得るわけでございますので、安全

性に関する広報活動等については、政府も今後万全の体制で努力してまいりたい、こう考えるわけでございます。

なお、原子力村の建設につきましての御発言がございましたが、確かに、北欧では、原子力発電所の電力を使い、また多量に排出する温排水を使つて、特定地域にニュータウンを建設し、冷暖房を供給しておるといふ理想的なものがございします。

現在、柏崎の原子力発電所等につきましても、非常に水分の多い、質の悪い雪がたふさん降るところでございますので、原子力発電所建設の過程においてニュータウンをつくり、理想的な生活環境を確保したいという計画もあるように聞いておるわけでございます。北海道などで原子力発電所がつくられるとすれば、これはいま御指摘になられたような、全く理想的なニュータウンというものを計画できるわけでございしますので、これらの問題に対しても、広範な立場で検討してまいりたいと考えます。

最後に、ストによる輸送難で野菜類の価格に深刻な影響があるが、これに対してどう対処するかという御発言でございますが、ストによる交通事情の悪化に対しましては、国鉄からトラックへの振りかえ輸送、それからタマネギ、パレイシ、など貯蔵性のある野菜の繰り上げ輸送、野菜価格安定基金が輸入の上、保管をいたしております台湾産のタマネギの緊急放出等の措置を実施しておるわけでございしますが、私も、テレビや新聞そ

の他で報道せられておるように、一部において生鮮食料品の急騰等がございしますので、関係各省庁を奮励しまして、ストによつて生鮮食料品等国民生活に影響をできるだけ及ぼさないよう、全力を傾けてまいりたいと存じます。

なお、民間の自動車を動員してなどという御提案もございましたが、そういう必要があれば、遺憾なき処置をとつてまいりたい、こう考えます。(拍手)

〔国務大臣福田赳夫君登壇〕

○国務大臣(福田赳夫君) 小沢貞孝さんから、発電所周辺施設の整備のために一般財源を用いないで、目的税を創設したわけはどうか、こういうお尋ねでございます。私は、ごもっともな御質問だと思ひます。

私、今回の昭和四十九年度予算の編成の過程におきましても、一般財源で用意をすべきだ、こういうふうに考えまして、いつときはそのための財源を留保した、こういう時期もあるものであります。しかし、その後石油問題が起つてくる、そういうような事態に対しまして、いよいよこれは原子力発電等、電源開発に重点を置かなければならぬ、そうしますと、どしどしと電源開発はこれを取り進めなければならぬ、その際の財源というものをどうするか、これは固定的な一般会計の財源でいいかということを考えますと、これはむしろ、道路整備が非常に必要であつたあつたとき、ガソリン税をそのための特定財源とした、このよう

昭和四十九年四月十一日 衆議院會議録第二十五号 電源開発促進税法案の趣旨説明に対する小沢貞孝君の質疑 朗読を省略した議長長の報告

な手法を用いてまで、この原子力発電というものの、その他の発電を整備しなければならぬ、かように考えまして、特例中の特例というような考え方で、特定財源、しかも特別会計においてこれを取納する、かような考え方をとったわけでありま

す。
なお、その新税の課税対象を電気に求めたのはどうか、こういうお話でございますが、この措置が効果を発して発電所がどんどん設けられるというように相なりますれば、これは回り回って会社の利益になる、その会社の販売する電

気に対して課税することは妥当である、かような考え方に基づくものであります。
次に、電気料金を引き上げるといふような際

に、この際、電気税を廃止すべきかと考えるが、どうか、こういうお話でございますが、考え方の御趣旨は私わかりません。しかしながら、電気税の廃止、これは地方財政と非常に深いひっからまりがある問題でございますので、廃止といふところ

は、これはむずかしいのじゃないか。ただ、電気税の税率を引き下げるといふようなことにつきま

しては、あるいはこれを実行し得る問題かしらぬ、さように考えまして、自治省当局と十分相談してみたい、かように考えます。(拍手)
〔国務大臣中曾根康弘君登壇〕
○国務大臣(中曾根康弘君) 地熱発電の推進について、同感でございます。
地熱発電は、日本では大体二千万キロワットの

潜在力があるといわれておりまして、現在稼働中のものはわずかに三万キロワット、建設中のものが十六万キロワットでございますから、日本のこれからのエネルギー源としては、大いに注目して開発すべき部分でございます。

昨年、政府は、三十カ所の基礎調査を行ないまして、ことしはさらに精密調査を進めて開発を促進したいと思っておりますが、現在、国会の議員の皆さま方でこれが促進のための議員立法の議が進められております。われわれは、この議員立法をもしやつてくださるということでございますならば、大いに積極的に御協力申し上げたいと思っております。

次に、既設のものについても恩恵を及ぼさないのかということでございますが、この税法は、開発のためのものでございますから、既設のものには及ぼさない。既設のものについては、固定資産税につきまして増加、増収になるように、今回地方税法の改正を試みております。

それから、交付の期間を拡充せよと言いますが、これは着工から完成の間、この税は交付するとしてあります。完成すれば固定資産税が入ってくるわけでございますから、これで適当であると思っております。

なお、周辺整備のために周辺市町村にも均てんを及ぼせという点は、全く同感でございます。このために、先国会において周辺整備法を提出いたしまして、継続審議になって、いま国会でま

た御審議願っておるところでございますが、ぜひこれを至急成立してくださるようお願い申し上げます。(拍手)
〔国務大臣森山欽司君登壇〕

○国務大臣(森山欽司君) 先ほど、総理からきわめて簡潔に御説明がございました。また、さきになるると御説明申し上げましたから、この際、重ねて申し上げることは省略させていただきますと思います。

いずれにいたしましても、この情勢で参りますと、わが国のエネルギー事情、特に電力事情は、憂慮すべき事態に立ち至るわけでございますから、安全性の問題につきましては従前以上に力こぶを入れてまいりますとともに、原子力発電の立て直しのために万全の努力を期する所存でございます。御支援をお願いいたします。(拍手)

○副議長(秋田大助君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(秋田大助君) 本日は、これにて散会いたします。
午後二時五十八分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 田中 角榮君
大蔵大臣 福田 赳夫君

出席政府委員

内閣法制局第三部長 茂申 俊君

朗読を省略した議長長の報告

〔法律公布案上及び通知〕

一、去る五日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

〔議決通知〕

一、去る五日、本院は次の総調書を異議ないものと議決した旨内閣に通知した。

書

〔通知書受領〕

一、去る五日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

森林法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律
法務省設置法の一部を改正する法律

沖繩振興開発特別措置法の一部を改正する法律
臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律
郵便貯金法の一部を改正する法律

一、昨日、参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

昭和四十九年度一般会計予算

昭和四十九年度特別会計予算

昭和四十九年度関係機関予算

一、昨日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律

(報告書及び文書受領)

一、去る五日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

農業基本法第六条第一項の規定に基づく昭和四十八年度農業の動向に関する年次報告

農業基本法第七条の規定に基づく昭和四十九年度において講じようとする農業施策についての文書

(政府委員退任)

一、去る六日、三木内閣総理大臣臨時代理から前尾議長あて、三月三十一日付をもって中小企業庁指導部長栗林隆一は退職したので政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

一、昨日、田中内閣総理大臣から前尾議長あて、八日付をもって気象庁次長石原明は運輸大

臣官房付に任命されたので政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

(政府委員承認)

一、昨日、前尾議長は、田中内閣総理大臣申し出の、次の者を第七十二回国会政府委員に任命することを承認した。

気象庁次長 高野 晟

(政府委員任命)

一、昨日、田中内閣総理大臣から前尾議長あて、昨日議長において承認した高野晟を同日第七十二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(要求書受領)

一、今日、内閣から、原子力委員会委員に松井明君及び宮島龍興君を任命したので、原子力委員会設置法第八条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

正森 成二君

金子 満広君

外務委員

辞任

金子 満広君

正森 成二君

補欠

金子 満広君

正森 成二君

補欠

金子 満広君

正森 成二君

大蔵委員

辞任

小林 政子君

田代 文久君

社会労働委員

辞任

大原 亨君

阿部末喜男君

農林水産委員

辞任

上田 茂行君

島田 琢郎君

越智 通雄君

大柴 滋夫君

商工委員

辞任

越智 通雄君

保岡 興治君

運輸委員

辞任

齊藤 正男君

清水 徳松君

建設委員

辞任

大柴 滋夫君

清水 徳松君

渡辺 惣蔵君

中島 武敏君

補欠

田代 文久君

小林 政子君

補欠

阿部末喜男君

大原 亨君

補欠

越智 通雄君

大柴 滋夫君

上田 茂行君

島田 琢郎君

補欠

保岡 興治君

越智 通雄君

補欠

清水 徳松君

齊藤 正男君

補欠

島田 琢郎君

長谷川正三君

山本弥之助君

瀬崎 博義君

島田 琢郎君

長谷川正三君

山本弥之助君

渡辺 惣蔵君

松本 善明君

大柴 滋夫君

清水 徳松君

渡辺 惣蔵君

大原 亨君

小林 政子君

藤田 高敏君

稲葉 誠一君

田代 文久君

大原 亨君

渡辺 惣蔵君

小林 政子君

田代 文久君

稲葉 誠一君

藤田 高敏君

山田 芳治君

山口 鶴男君

山口 鶴男君

山田 芳治君

山口 鶴男君

山田 芳治君

山口 鶴男君

山田 芳治君

山口 鶴男君

大柴 滋夫君

清水 徳松君

渡辺 惣蔵君

松本 善明君

大柴 滋夫君

清水 徳松君

渡辺 惣蔵君

大原 亨君

小林 政子君

藤田 高敏君

稲葉 誠一君

田代 文久君

大原 亨君

渡辺 惣蔵君

小林 政子君

田代 文久君

稲葉 誠一君

藤田 高敏君

山田 芳治君

山口 鶴男君

山口 鶴男君

山田 芳治君

山口 鶴男君

山田 芳治君

山口 鶴男君

山田 芳治君

山口 鶴男君

山田 芳治君

大柴 滋夫君

清水 徳松君

渡辺 惣蔵君

松本 善明君

大柴 滋夫君

清水 徳松君

渡辺 惣蔵君

大原 亨君

小林 政子君

藤田 高敏君

稲葉 誠一君

田代 文久君

大原 亨君

渡辺 惣蔵君

小林 政子君

田代 文久君

稲葉 誠一君

藤田 高敏君

山田 芳治君

山口 鶴男君

山口 鶴男君

山田 芳治君

山口 鶴男君

山田 芳治君

山口 鶴男君

山田 芳治君

山口 鶴男君

山田 芳治君

昭和四十九年四月十一日 衆議院會議録第二十五号 朗読を省略した議長の報告

八九〇

農林水産委員

辞任

補欠

野坂 浩賢君
神田 大作君
山本 政弘君
小沢 貞孝君
神田 大作君

予算委員

辞任

補欠

安里積千代君
神田 大作君
安里積千代君

一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

赤城 宗徳君
大石 千八君
吉永 治市君
島田 安夫君
田中 覚君
野田 毅君

文教委員

辞任

補欠

三塚 博君
越智 通雄君
三塚 博君

社会労働委員

辞任

補欠

加藤 紘一君
瓦 力君
赤城 宗徳君
大石 千八君

赤城 宗徳君

大石 千八君

加藤 紘一君
瓦 力君

商工委員

辞任

補欠

越智 通雄君
保岡 興治君
越智 通雄君

予算委員

辞任

補欠

安里積千代君
玉置 一徳君
安里積千代君

一、昨日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

赤城 宗徳君
近藤 鉄雄君
藤尾 正行君
吉永 治市君
瓦 力君
住 栄作君
田中 覚君
中村 弘海君

地方行政委員

辞任

補欠

愛野興一郎君
島田 安夫君
江崎 真澄君
河本 敏夫君
愛野興一郎君

法務委員

辞任

補欠

江崎 真澄君
河本 敏夫君
山崎 拓君
山下 徳夫君
河本 敏夫君

文教委員

辞任

補欠

床次 徳二君
羽生田 進君
安里積千代君
戸井田三郎君
萩原 幸雄君
玉置 一徳君

社会労働委員

辞任

補欠

加藤 紘一君
粕谷 茂君
瓦 力君
小林 正巳君
住 栄作君
高橋 千寿君
赤城 宗徳君
越智 通雄君
床次 徳二君
瓦 力君
住 栄作君
前田治一郎君
本名 武君
加藤 紘一君

農林水産委員

辞任

補欠

小沢 一郎君
金子 岩三君
小山 長規君
本名 武君
神田 大作君
稻村佐近四郎君
越智 伊平君
塩崎 潤君
塩川正十郎君
小沢 貞孝君
小山 長規君
小沢 一郎君
本名 武君
金子 岩三君
神田 大作君

商工委員

辞任

補欠

越智 通雄君
橋口 隆君
前田治一郎君
松永 光君
玉置 一徳君
今井 勇君
越智 伊平君
染谷 誠君
神田 大作君
橋口 隆君
前田治一郎君
松永 光君
越智 通雄君
玉置 一徳君

決算委員

辞任

補欠

中村 弘海君
小山 長規君
中村 弘海君

議院運営委員

辞任

補欠

小沢 貞孝君

玉置 一徳君

玉置 一徳君

小沢 貞孝君

(理事補欠選任)

一、昨十日、科学技術振興対策特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 中山 正暉君(理事前田正男君昨十日理事辞任につきその補欠)

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

科学技術振興対策特別委員

辞任

補欠

松永 光君

中山 正暉君

(議案提出)

一、去る六日、議員から提出した議案は次のとおりである。

賃金及び物価の変動に対応する公的年金給付等の額の改定等に関する特別措置法案(田邊誠君外五名提出)

国の財政機関の休日に関する法律案(大出俊君外六名提出)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(大出俊君外六名提出)

休日の範囲の改定等のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案(大出俊君外六名提出)

一、去る九日、議員から提出した議案は次のとおりである。

りである。

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

(議案付託)

一、去る五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

宅地開発公団法案(内閣提出第四三三号)

建設委員会 付託

一、去る八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

国の行政機関の休日に関する法律案(大出俊君外六名提出、衆法第二〇号)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(大出俊君外六名提出、衆法第二二号)

休日等の範囲の改定等のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案(大出俊君外六名提出、衆法第二二二号)

以上三件 内閣委員会 付託

賃金及び物価の変動に対応する公的年金給付等の額の改定等に関する特別措置法案(田邊誠君外五名提出、衆法第一九号)

社会労働委員会 付託

一、昨十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出、衆法第二三三号)

地方行政委員会 付託

(議案送付)

一、去る五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

のとおりである。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

昭和四十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二)

昭和四十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二)

昭和四十七年度特別会計予算総則第九条に基づく経費増額総調書及び経費増額調書

昭和四十七年度特別会計予算総則第十條に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その二)

昭和四十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)

昭和四十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)

昭和四十八年度特別会計予算総則第十條に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その一)

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

賃金及び物価の変動に対応する公的年金給付等の額の改定等に関する特別措置法案(田邊誠君外五名提出)

国の行政機関の休日に関する法律案(大出俊君外六名提出)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(大出俊君外六名提出)

休日の範囲の改定等のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案(大出俊君外六名提出)

一、昨十日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

(議案通知)

一、去る五日、次の内閣提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、去る五日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

法務省設置法の一部を改正する法律案

沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案

臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案

案を参議院に送付した。

賃金及び物価の変動に対応する公的年金給付等の額の改定等に関する特別措置法案(田邊誠君外五名提出)

国の行政機関の休日に関する法律案(大出俊君外六名提出)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(大出俊君外六名提出)

休日の範囲の改定等のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案(大出俊君外六名提出)

一、昨十日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

(議案通知)

一、去る五日、次の内閣提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、去る五日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

法務省設置法の一部を改正する法律案

沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案

臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案

一、去る五日、参議院において、第七十一回国会

昭和四十九年四月十一日 衆議院會議録第二十五号 朗読を省略した議長の報告

において本院で継続審査をした次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案

一、昨日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

昭和四十九年度一般会計予算
昭和四十九年度特別会計予算
昭和四十九年度政府関係機関予算

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

新東京国際空港公団が犯した農地法に係る違法行為に関する質問主意書(久保三郎君提出)

一、去る八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

新東京国際空港公団が犯した消防法に係る違法行為に関する質問主意書(木原実君提出)

一、去る九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

成田空港周辺地域の航空機騒音に関する再質問主意書(金瀬俊雄君提出)

(答弁書受領)

一、去る五日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員木原実君提出成田空港と航空の安全に関する質問に対する答弁書

衆議院議員玉置一徳君提出行政指導による価格設定に関する再質問に対する答弁書

成田空港と航空の安全に関する質問主意書
右の質問主意書を出す。

昭和四十九年三月十二日

提出者 木原 実

衆議院議長 前尾繁三郎殿

成田空港と航空の安全に関する質問主意書

昭和四十八年九月に行政管理庁により行われた「航空行政監察(第三次)結果に基づく勧告」によれば、我が国の民間航空交通量は、国内線、国際線とも増加の一途をたどっているが、航空安全に関する諸施策は必ずしもこれに即応しておらず、航空保安上憂慮される状況となつており、航空交通管制等のいくつかの事項に関して、それぞれ改善措置を講じる必要があり、また、安全第一主義の立場に立つて、航空機の航行の安全を確保することに努める必要があると運輸省に勧告している。

かかる勧告は、現行の方式及び現用の諸施設にかかわるものに対してなされたものである。しかるに、建設途上にあるとされる成田空港の航空の安全に関しても既に種々の問題が指摘されてきている。現実には存在する航空事故の発生の可能性を放置したまま、「航空の危険」を内包している成田空港の建設が現在強行されているわけである。ましてや、かかる空港を国際空港として開港しようとする策動(本年三月七日に行われた今井榮文空

港公団総裁の記者会見)が出るに至つては、安全第一がその根幹であると標榜する運輸行政、とりわけ、航空行政に対し、重大な疑義を持たざるを得ない。

そこで、以下成田空港にかかわる航空の安全の問題を中心とし、更にこの面から新東京国際空港としての成田空港の適否について、政府の見解を伺いたい。

なお、どんなプロジェクトでも、時と場合によつては、途中でもあえて引き返すということ、その勇気が大切であり、同じ引き返すのなら早い方がよいということを付記しておく。

一 航空交通の安全に関する基本的な要件である空域に関して、成田空港開港時の空域は、現在どのように設定(構想)されているかについて質問する。

(1) 成田空港の管制塔にある飛行場管制席及びターミナル・レーダー室(IFR室)の進入管制席にあるディスプレイ(レーダスコープ)上の成田空域を中心とした空域図を、二百万分の一程度の縮尺度をもつ地図(又は航空図)にて図示されたい。

(2) (1)の百里・成田・羽田及び横田等の各空域を規定する空域図は、運輸省の現在の構想(例えば最終案)であるのか、それとも決定されたものか。

(3) 防衛庁陸上自衛隊の所管になる霞ヶ浦飛行

場の進入管制は、成田空域の一部として行われるのか、又はそのような予定なのか。

(4) 成田空域と羽田空域との境界は、どのようなになっているのか。例えば、霞ヶ浦飛行場の標点及び御宿VORDMEをそれぞれ中心とする半径九キロメートルの二つの円の内接線のうち、霞ヶ浦飛行場を東側に御宿VORDMEを西側とする線分に、ほぼ一致すると考えてよいのか。

(5) (4)の成田空域と羽田空域の境界により、航空の安全が確保されるという航空管制上の根拠、理由は何か。

(6) 成田空域の太平洋上での限界は、成田VORDMEを中心とする半径百十キロメートルの内弧であるとしてよいのか。また、これは航空管制上のどのような根拠、理由により定められるのか。

(7) 成田空域と百里空域の境界はどのようなになっているか。例えば、太平洋上の米空軍空域R二二一の南縁を西へ延長し、本土(茨城県)の海岸に達した点より、霞ヶ浦飛行場の標点に向かう線分よりなると考えてよいのか。

(8) 成田空域と百里空域の境界は、航空の安全を確保すべく航空管制上のどのような根拠、理由により定められるのか。

(9) 阿見VORDME上空周辺及び御宿VORDME上空周辺は、航空交通の安全上要注意地域との指摘があるが、どのようにして航空

交通の安全を確保するの。

二 成田空港開港時の成田空港及び羽田空港の離着陸の飛行コースについて、以下の問いに答えられたい。

- (1) 羽田空港の離着陸の飛行コースを二百万分の一程度の縮尺度の地図(又は航空図)上に図示されたい。
- (2) 羽田空港への進入着陸機の待機位置はどこか。北からの南下便は太子及び阿見の各VORDMEの上空、南からの北上便は大島VORTAC及び御宿VORDME上空としてよいのか。
- (3) 成田空港の離着陸の飛行コースを二百万分の一程度の縮尺度をもつ地図(又は航空図)上に図示されたい。少なくとも決定されているといわれる洋上の部分のみは明らかにされたい。
- (4) (3)で飛行場周辺の飛行コースが未決定の場合について、飛行場周辺自治体の了解を得るべく策定されているであろういくつかの案のうち特徴的な飛行コース二ないし三を百万分の一程度の縮尺度をもつ地図(又は航空図)に図示されたい。
- (5) 成田空港の離着陸の飛行コースはいつまでに決定する予定か。
- (6) (5)の決定は開港予定日時のどの位以前か。
- (7) 成田空港への進入着陸機の待機位置はどこか。平・太子及び三宅島の各VORDMEの上空、銚子及び大島の各VORTACの上空並びに銚子沖及び九十九里沖の各洋上のポイントの上空としてよい。かかる洋上のポイント名及び位置を明らかにされたい。

上空、銚子及び大島の各VORTACの上空並びに銚子沖及び九十九里沖の各洋上のポイントの上空としてよい。かかる洋上のポイント名及び位置を明らかにされたい。

- (8) 成田空港の離着陸は直進上昇、直進降下の航行方式により行われるとあるが、直進上昇は高度何メートルに達するまで継続して行われるのか、また、直進降下は高度何メートル以下で開始されるのか。
- (9) 成田空港のC滑走路を南へ向け離陸した航空機は何キロメートル直進上昇すると成田空域と羽田空域の境界に達するか。
- (10) 成田空港を離陸し三宅島VORDMEへ向かう航空機は、現行の米海軍空域R-116に妨害されることにならないのか。この空域を通過しなければならぬとすれば、この空域の縮小又は移転、撤去を米海軍へ求めるのか。その可能性はどうか。

三 防衛庁航空自衛隊の百里空域の現在の使用状況に関して、以下の問いに答えられたい。

- (1) 南北二つのTACAN進入着陸の経路を二百万分の一程度の縮尺度をもつ地図(又は航空図)上に図示されたい。
- (2) 南北二つのADF進入着陸経路を二百万分の一程度の縮尺度をもつ地図(又は航空図)上に図示されたい。
- (3) 百里空域の広さは、いかなる根拠に基づいて定められているか。

(4) 百里基地に現在配備されている航空機の機種及び機数を明らかにされたい。

(5) 百里基地に今後配備される予定の機種及び機数を明らかにされたい。

(6) (4)及び(5)で与えられた機種、機数の航空機が日常的に運航するときに必要な最低限の空域の広さ及びその算定根拠を明らかにされたい。

(7) 百里基地から離陸した航空機(例えば百里基地に配備されている主力機種)が操縦士による一連の離陸操作を完了するために要する時間は、離陸開始後何分か。そのときの高度は何メートルか。これは直進上昇か。

(8) 百里基地に配備されている航空機のための訓練空域は現在どこが用いられているか。

(9) 関東エリアに百里基地の専用訓練空域を設定する構想はあるか。それはどこに予定しているか。

(10) 百里基地で行われるスクランブル発進はどのような経路を経て、高々度に達するのか。南向け及び北向き発進の場合について、それぞれ明らかにされたい。

(11) 成田空港と百里空域が競合する場合、少なくとも将来的に競合する場合、百里基地を撤去する考えはあるか。

(12) 百里基地の表向き存在理由は何か。

四 新東京国際空港管制空域図として公表されている関東エリアの空域及び飛行コースに関する

当初案について、以下質問する。

(1) かかる当初案を媒介として成田空港(又は富里空港)の空域的な是非が新東京国際空港の位置決定の際論じられたのか。航空工学的な定量的な根拠をそえて、新東京国際空港の位置決定に当たつてなされた空域的な検討の内容を明らかにされたい。

(2) かかる当初案により運輸省と防衛庁と協議が行われ、かつ、合意に達していたのか。両省庁との合意に達したときの関東エリアの空域及び飛行コースにつき明らかにされたい。

(3) かかる当初案の決定に当たつては航空交通管制工学的にどの程度精巧かつ真剣な検討がなされていたのか。例えば超大型コンピュータを用いた大規模なシミュレーションによる航空交通システムのアナリシスが行われていたのか。当初案には、航空工学的にどのような合理性があるのか。

(4) (3)の検討を担当した機関又は部局名を明らかにされたい。そのときの責任者名を併せて明らかにされたい。

(5) かかる当初案の決定の前提となつた羽田空港及び成田空港の航空需要の質的、量的展開の内容及び百里基地に配備される航空機の機種、機数及び内容を明らかにされたい。

(6) いかなる理由によりこの当初案が廃棄されたか。

(7) 御宿VORDMEを羽田空域と変更する理

昭和四十九年四月十一日、衆議院會議録第二十五号

朗読を省略した議長の報告

八九四

由を明らかにされたい。

(8) この当初案により関東エリヤの現在の航空保安無線施設が計画され設置されたのか。

(9) 平・阿見・守谷・関宿・館山・横須賀及び三宅島の各VORDMEの設置目的を明らかにされたい。例えば、どのような飛行コースの設定に使われるのか。

(10) 銚子VORTACは、成田空域と百里空域との境界を定めるものとして設定されたものか。また、VORDMEが用いられなかったのは、成田空港と百里基地とで共用するためか。

(11) 当初案による成田及び羽田両空港の進入着陸機の待機位置はどこに予定されていたのか。それぞれ明らかにされたい。VORDME、VORTAC及びフィックス(ポイント)の名及び位置を明らかにされたい。

五 関東エリヤで安全な航空管制を実施するに当たつての諸問題に関し、以下質問する。

(1) 四つの主要な飛行場(成田・羽田・横田及び百里)を含む関東エリヤにおいて、航空管制工学的にみて有効な空域の利用を図るため、それぞれの飛行場に関する空域を分離して個別に管制する方式とすべての飛行場に関する空域を統合して一元的に管制する方式があるとして、政府においては、差し当たつて空域分離による方式を採用することにしたと主張するが、かかる空域分離による管

制を将来一元化された航空管制へと転換するモメントはいつどこからくるのか。

(2) 航空管制工学上、どのような要件が成立したら管制一元化へ移行すべきであると考ええるか。客観的な条件を質的、量的な形で明らかにされたい。

(3) (2)において、一元化するが遅れて、空中衝突事故が発生した場合の刑事上の責任の追求は、機長又は航空管制官の過失という形でのみなされるのか。

(4) (3)において運輸省の一元化の主張にもかかわらず、大蔵省が予算措置を講じなかつた場合であれば、大蔵省例えば主計局長なども事故発生に対する刑事責任の追求対象となるのか。運輸省航空局長の刑事上の責任はどうなるのか。

(5) 飛行コースの決定に当たつては、航空管制上のバッファを考慮する必要がある。航空路上では横のマーキングが左右それぞれ九キロメートルとされると聞くが、これは定常水平飛行のときのものか。上昇時又は降下時の横のバッファはどのようになつてゐるのか。

(6) (5)において横のバッファを片側九キロメートルと定めた航空工学上の根拠を明らかにされたい。

(7) 成田空港の離着陸の飛行コース及び待機経路は航空安全上どのようなバッファを前提とすることにより定められるのか。

(8) 成田空域と百里空域の分離は、平面的のみならず立体的にも規定されることになると思う。航空機の高度は、機上では高度計に依拠し、場合によつては地上でモニターされることになるが、航空機が水平飛行しているのならともかくとして、離陸上昇又は進入降下しているときの高度計の指示遅れ(動特性)及び機体の動作の遅れに対して、どのような考慮が払われているのか。例えば降下時に現われる沈下現象自体は操縦士にはどうにもならないと聞く。

(9) 空域境界を立体的に定めるということは、操縦士は自己の空域境界に対する位置を平面上の位置と高度計の高度指示から判断して知ることになるのか。とするならば、かかる判断は緊急的には特に操縦士の負担となり、事故発生につながることは、なぜ考えられないのか。

六 関東エリヤの西側に位置する横田空域(米空軍下にある管制空域)に関して、以下の問いに答えられたい。

(1) 横田空域の管制権が返還されるとした場合、現在の運輸省航空局にこれを受け入れ、管制業務を直ちに引き継ぐ能力はあるのか。

(2) (1)で能力がないとき、なにゆえに能力を具備し、用意しておかないのか。これは運輸省の責任か、大蔵省の責任か。

(3) 横田空域の管制権の返還を、例えば日米合

同委員会等を通じて米空軍に要求したことがあるのか。あるとすれば、その日時及び内容を明らかにされたい。

(4) 横田空域の管制権の返還に対して関東エリヤにおける航空管制上からの必要性を説けば、米空軍の側にも必ずしも不合理な対応をしないと聞くがどうか。

(5) 米海軍横須賀基地へ入港する航空母艦の艦載機は現在どこに陸上飛行へ移動させているのか。そのときの飛行コース及び高度を明らかにされたい。

七 成田空港のA滑走路の南側の進入灯が正規のものでないことについて、以下の問いに答えられたい。

(1) かかる進入灯の燈器配置の構造を图示されたい。

(2) かかる進入灯は、航空法施行規則第一百七一条第一項第三号で規定される設置基準に違反するのではないのか。

(3) かかる進入灯の設置に対して、航空法施行規則第一百七十七条第二項において準用された同規則第七十九条第二項の規定に基づく承認申請は、いつ、いかなる形でなされたか。

(4) かかる承認申請に対して運輸大臣は、いつ、いかなる形で承認を与えたか。

(5) 運輸大臣は基準と異なる方式を用いても航空の安全に何ら支障はないと、いかなる航空工学上の理由により判断し、決定されたのか。

か。

(6) かかる進入燈はICAOの設置基準に適合するものか。ICAOの技術基準との関係はどうなるのか。

(7) かかる進入燈を用いることによる航空の安全に対して、例えば操縦士の団体であるIFALPAとか航空運送業者の団体であるIATAの了解又は同意が得られたのか。あるいは得ることは可能か。

(8) かかる進入燈を用いることによる航空の安全に対して我が国の航空工学者等の専門家の了解又は同意が得られたのか。了解又は同意を与えた専門家の名前を明らかにされたい。

(9) 航空法施行規則第七十九条第二項及び同規則第一百七条第二項は、いつ、いかなる目的のために挿入されたのか。

(10) かかる進入燈を原因として進入着陸時に墜落事故が発生したとき、刑事責任が追求される対象者はだれか。

入 成田空港の気象状況について、以下の問いに答えられたい。

(1) ILSのカテゴリーⅡがなぜ必要なのか。

(2) 百里基地の自衛隊パイロットの言によれば、利根川以南は霧のときが多いとのことであるが、成田空港はカテゴリーⅡを前提としない限り国際空港として機能し得ないのか。

(3) 横風用C滑走路の気象上の必要性はどの程度か。

(4) A滑走路のみで開港したとき、横風滑走路を必要とする気象状況のときは、どのような処置が講じられるのか。

(5) (4)の処置で安全に対応できるのなら、C滑走路はなくてもよいのではないか。C滑走路を必要とする理由は何か。

(6) 過日、友納千葉県知事は、どのような理由でC滑走路の建設中止を徳永運輸大臣に申し入れたのか。

九 さきの行政管理庁の勧告によれば、現用の飛行場の中に進入表面、移動表面又は水平表面の上に出る高さの建造物、植物等の障害物件の相当数存在するものと指摘されている。

(1) かかる障害物件のある現用の飛行場はどこか。すべてを列挙されたい。

(2) (1)の各飛行場ごとにかかる障害物件の位置及び各表面上へ出る高さをそれぞれ明らかにされたい。

(3) かかる障害物件の現在までの処置はどうなっているか、安全対策及び除去対策のそれぞれを明らかにされたい。

右質問する。

昭和四十九年四月五日

内閣総理大臣 田中 角榮

衆議院議長 前尾繁三郎殿

衆議院議員木原実君提出成田空港と航空の安全に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木原実君提出成田空港と航空の安全に関する質問に対する答弁書

一について

(1)、(2)及び(4)から(8)まで 新東京国際空港（以下「成田」という。）の設置に伴う成田及び隣接飛行場の管制上の管轄空域については、目下、関係機関と調整中であり、まだ確定した案はもっていない。

また、これら飛行場について、管制上の管轄空域を決定する原則は、その飛行場に入出する航空機の進入、出発及び待機経路とターミナル・レーダー管制業務を行う場合は当該レーダーの覆域とを勘案し、相互に重複した管制を行わないよう平面的あるいは高度的に空域を分離することである。

(3) 霞ヶ浦飛行場については、現在進入管制は行われておらず、また、近い将来において行う計画はない。

(9) 阿見及び御宿VORDME上空周辺の飛行経路はまだ確定していないが、一般的に、ある空域において航空交通量が多い場合には、できるだけ高度的に分離した複数飛行経路を使用することにより、安全を確保している。

二について

(1)及び(2) 成田開港時の羽田空港の進入、出発及び待機経路は、まだ確定していない。

(3)及び(4) 内陸部分については、まだ確定して

おらず、また、洋上部分についてもほぼ結論には達しているものの決定には至っていない。

(5)及び(6) 開港日の四、五か月前までに決定したいと考えている。

(7) まだ確定していない。

(8) 成田の離発着については、航空機の運航の安全性を十分考慮しつつ騒音低減のために直進上昇及び直進降下をさせるよう検討中であつて、詳細については、まだ決定していない。

(9) 両空港の空域の境界は、まだ確定していない。

(10) 成田と三宅VORDME間にシングル・ルートを設定する場合には、妨害にならない。マルチ・ルートを設定する場合における当該空域との調整については、目下関係省庁間において検討している。

三について

(1)及び(2) 別図一のとおりである。

(3)及び(6) 百里管轄空域は、百里飛行場に入出する航空機の進入、出発、待機経路及びレーダーの覆域等を勘案し、隣接する管制機関相互に重複した管制を行わないよう平面的あるいは高度的に空域を分離することについて、防衛庁と運輸省が協議を行つて定めたものである。

(4) 昭和四十八年度末における配備機種及び機

数は、次のとおりである。

F-4EJ	一二機
F-104J	一八機
F-104D	二機
T-33A	一〇機
T-34A	一機
MU-2	二機
V-107	二機
計	五七機

(5) 昭和四十九年度には、RF-4E等約一〇機を配備する計画である。

(7) F-104J機についていえば、発進後一連の離陸操作を完了するまで直進上昇を行うが、これに要する時間は約一〇〇秒であり、この時点で高度約二、〇〇〇メートルに達する。

(8) 及び(9) 百里基地に配備されている航空機のための訓練空域がまだ設定されていないので、航空機の姿勢、高度又は速度の急激な変化を伴う訓練飛行については、中部本州空戦訓練区域等で行うほか、三沢飛行場へ移動のうえその近傍の訓練空域で行っている。

このため、訓練上大きな制約を受けているので、百里基地近傍に訓練空域を設定すべく目下関係省庁間において検討中である。

(10) 百里基地から緊急発進した航空機は、南向け及び北向けともに発進後百里基地東方の方位三〇度から一六五度までの間を上昇する。

(11) 成田と百里飛行場については、両立させる

ことが可能であるので、百里飛行場を撤去する考えはない。

(12) 百里基地の存在理由は、航空機によつて中部日本における防空、領空侵犯対処、数難行動等を行うことにある。

四について

(1) 及び(2) 成田の位置選定に当たつては、他の飛行場あるいは航空路との管制上の関係を最も重視して検討を行った。

成田の位置を三里塚地区に決定するに当たつても、運輸省と防衛庁と協議のうえ、専門的な見地から検討した結果、羽田及び百里の飛行場の空域と重複することなく相互に所要の空域を確保できるとの結論であつた。

(3) から(6)まで 成田について、当初策定した管制空域は、運輸省航空局において、現実に航空交通管制を行つている経験に基づいて、関東空域における航空交通の流れを最も安全かつ効率的にさばくという見地から綿密な検討を経て得られた結果である。したがつて、当初の基本的構想は、現在においても廃棄されていない。

(7) 羽田及び成田に係る進入及び出発経路並びに関東空域の航空路との関連で関係管制機関の運用方式等を検討している過程において、御宿VORDMEは、羽田に使用する方がより効果的であると思われるに至つたところから、目下その方向で検討中である。

(8) 基本的には、当初の管制空域案による航空交通の流れを前提として計画され、設置されたものである。

(9) これらのVORDMEは、従来のNDB航空路をより精度の高いVOR航空路にするための計画の一環として、併せて関東の空域における進入、出発経路等の設定にも利用することを前提として、設置されたものである。

例えば、館山及び横須賀VORDMEは、従来のNDBに代わるもので、その利用目的に変更はなく、また、三宅島VORDMEは、成田への飛行ルートを羽田のそれから分離するために新たに設置されたものである。

なお、VORDMEは、そのいくつかを相互に利用することにより多様な飛行経路を設定することが可能であり、また、航空交通の変遷に対応する空域構成の変化によつてこれらVORDMEの利用方法は将来変更されることがある。

(10) 鏡子にVORDMEでなくVORTACを設置した理由は、成田と百里飛行場の管制空域を明確に分離するためである。

(11) 当初の案は、進入、出発経路の基本計画を定めたものであつて、待機経路については特に確定はしなかつた。

五について

(1) 及び(2) 一般に、近接して複数の飛行場が存在する場合、それぞれの飛行場ごとに分離さ

れた管制空域内の航空交通の量及びその形態、当該空域の構成状況等の諸条件からみて、これらの複数飛行場に離発着する航空機の飛行経路が錯綜し、及びそれらの経路上の航空交通の態様が複雑化するに至つたときは、全体的空域の有効利用と管制処理能力の向上を図るため、これらの複数飛行場について、一元的なターミナル・レーダー管制業務を実施するのが妥当であると考える。

(3) 及び(4) 刑事上の責任については、個別の事案ごとに判断されるべきものと考えている。しかし、管制は、その時点における態勢に応じ常に安全を考慮して行うものであり、ターミナル・レーダー管制業務の一元化が遅れたことが原因で事故が発生するということは考えられないので、そのことによる刑事責任が問題になることはない。

(5) 通過機は、通常、水平飛行をするが、出発、進入する過程においては、航空路上で上昇、降下が行われることがある。特に大型機の水平飛行高度は高いので、そのケースが多い。

(イ) 上昇時の経路幅

(a) 直線離陸上昇の場合
滑走路末端において三〇〇メートルの幅を有し、それ以降左右一五度のテーパーで広がり三四キロメートルの距離で一八キロメートルの幅に達する。

(b) 旋回離陸上昇の場合

旋回方向及び利用する無線施設の設置位置によりケースは異なってくるが、飛行場から区域が広がっていき一八キロメートルの幅に達する。

(四) 降下時の経路幅

進入区域は、初期進入、中間進入、最終進入の区域から構成される。

(a) 初期進入区域

通常航空路上のフィックスから始まり一八キロメートルの幅を有する。

(b) 中間進入区域

初期進入区域の一八キロメートルの幅が左右一〇度のテーパで狭まつていきILSのコンパスローケーターにおいて七・四キロメートルになり、以降、狭まりながらアウトター・マーカーに達する。アウトター・マーカーにおける幅は、その位置によつて異なる。

(c) 最終進入区域

アウトター・マーカーにおける幅から狭まつていき、滑走路末端から一、〇六〇メートルの距離で六〇〇メートルの幅になり、以降、六〇〇メートルの幅を保持する。

(6) NDBの精度からみて世界的に広く採用されている基準である。

(7) 成田の離着陸コースの幅は、前記五について(5)に述べた基準に基づいている。

待機空域は、無線標識所上空の場合及び無線標識所の電波交点上空の場合は待機高度によつて、また、VOR電波方位とDME距離を利用したフィックス上空の場合は待機高度と待機ポイントのVORDMEからの距離によつて、伸縮する型をとる。

(8) 航空機の高高度計の機械的誤差は、極めて小さくなるよう設計されており、かつ、航空機取付時における個々の機能検査で精度の維持

が図られている。また、航空機使用者に対しては、当該航空機の高高度計及び静圧系統の点検を定期的に行うよう通達により指示している。その精度は十分保持されている。

一方、航空機の離陸上昇又は進入降下中の高度計の指示遅れについては、ごく僅少で問題とはならない。また、航空機の操縦に対する応答の遅れも、僅少であるうえ、旅客機の操縦士は、機種ごとに技能証明を受けており、当該機種の飛行特性並びに操縦反応については、十分慣熟している。問題は、航空機の安全間隔の確保は、平面上の分離又は高度上の分離で行われている。通常、平面分離は、航空保安無線施設を利用し、高度分離は、高度計により確保している。

操縦士にとつて、方向と高度を維持することは、初歩的かつ必須の技術であり、操縦士としての基本条件である。緊急時における航空機の操作が特に操縦士の負担となるとは考えられない。

六について
(1)及び(2) 航空交通管制の態勢の整備については、航空の安全の一層の確保を指向しつつ、更に、板付飛行場、沖繩における管制の引継ぎ、航空路管制の全面レーダー化等に対処して、その強化を図つてきているところである。

横田飛行場の進入管制エリアについては、従来から逐次当該エリアの縮小等を行うことにより、民間航空機に対する安全かつ円滑な管制業務の実施を図つてきており、現時点において、直ちに、当該進入管制業務を引き継ぐことは予定していない。

(3)及び(4) 要求したことはない。
(5) 空母ミッドウェイの艦載機は、厚木飛行場に移動している。その飛行コース及び高度については、その時の状況に応じて変化するので、一定でない。

七について

(1) 別図二のとおりである。

(2) 違反しない。

(3)及び(4) 昭和四十七年四月二十八日及び昭和四十八年六月二十九日、新東京国際空港公団總裁から運輸大臣あて文書で申請がなされ、それぞれ、昭和四十七年六月二十九日及び昭和四十八年九月四日の文書で承認されている。

(5) 進入灯は、航空機の最終進入時にパイロットに対して滑走路の方向及び位置、自機の姿勢等についての視覚的情報を提供するものである。本方式は、各燈器の光度、配光及び燈器の配列、色等によつて提供されるパターンの情報内容から判断して、標準型進入灯と同等の機能を有するものと考ええる。

(6) ICAOの附属書によれば、可能な限り同附属書に定める基準に従うこととされており、同基準によらない施設の設置を容認している。

(7)及び(8) 視覚による航行援助システムの評価は、パイロットが最適であり、この点から世界的に学識経験を認められているIATA及びIFALPAの同意を得ている。

(9) 航空法施行規則第七十九条及び第一百七条については、その他の条項とともに、実情に即するよう昭和四十六年十一月二十五日運輸省令第六十三号により改正されたものである。

(10) 刑事上の責任については、個別の事案ごとに判断されるべきものと考ええる。しかし、本件進入灯を原因として事故が発生するということは考えられないので、そのことによる刑事責任が問題になることはない。

八について
(1)及び(2) カテゴリーIIの性能は、カテゴリーI

Iに比べて計器進入の精度が高いので、あらゆる気象状態において、定時性が向上されることとなり、結果としてより能率的な運航が可能となる。

(3)から(5)まで 成田における気象観測統計の三年(昭和四十三、四十四、四十五年)平均によれば、A滑走路に関する横風分力が一三ノットを超える回数は、一・四パーセントである。

A滑走路のみで開港したとき、かかる気象状況の場合、代替空港を利用することになると考えられるが、ICAOでも勧告しているとおり、完全な運用を図るためには横風用滑走路が必要である。

(6) 友納千葉県知事がC滑走路の建設中止を運輸大臣に申し入れた事実はない。

九について

(1) 運輸大臣が設置管理する第一種空港二空港、第二種空港一空港のうち、障害物件のあるものは、東京国際、大阪国際、函館、新潟、名古屋、広島、高松、福岡、北九州、宮崎の一〇空港である。

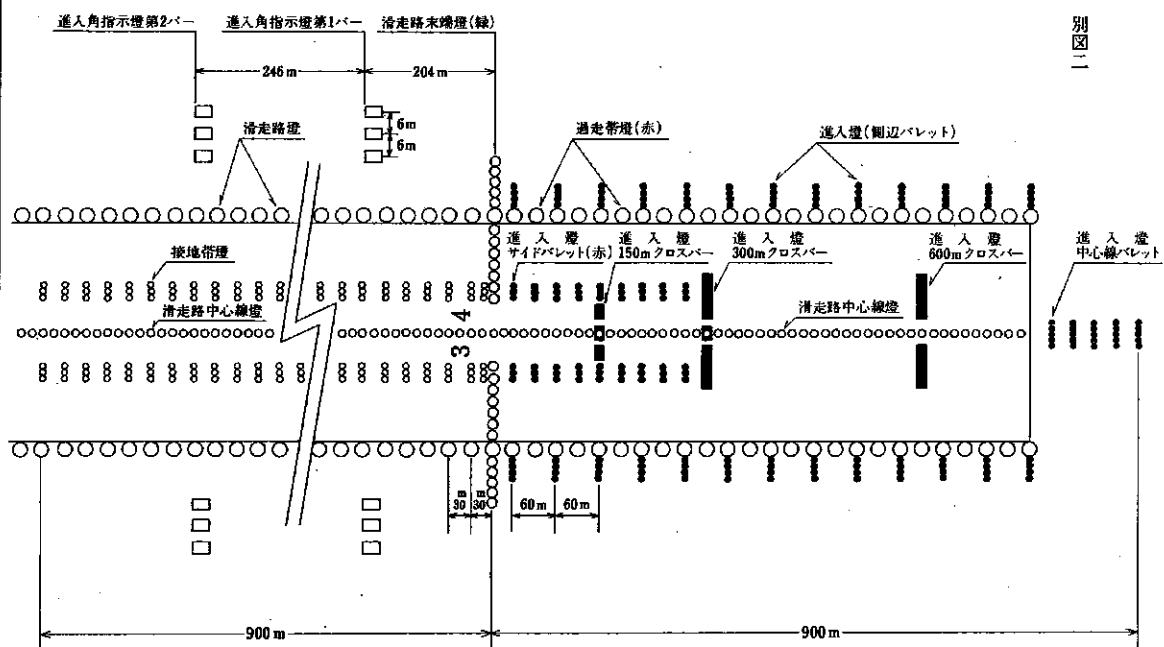
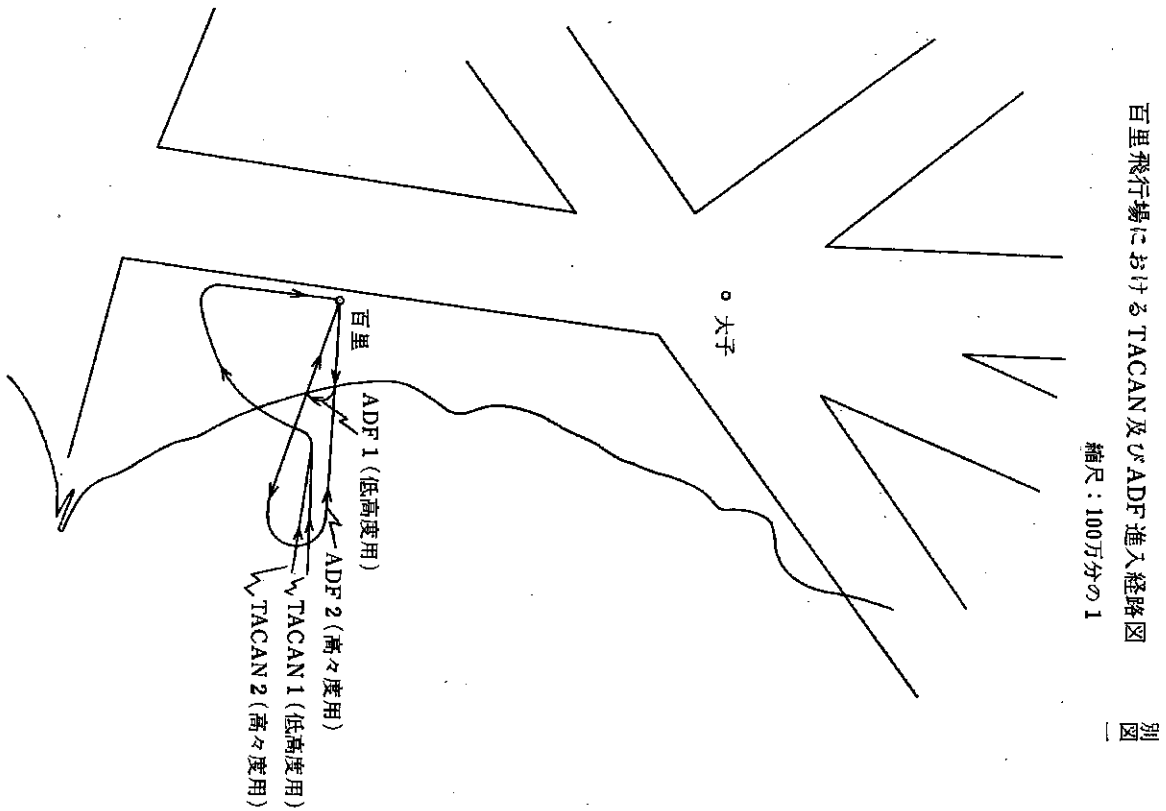
なお、公共用施設の指定のある自衛隊飛行場五飛行場のうち、障害物件のあるものは、札幌、美保、徳島の三飛行場である。

(2) 各空港及び飛行場に係る障害物件の位置及び各表面の上に出る高さは、別表のとおりである。

(3) 障害物件については、所有者と交渉を進める等により極力除去に努めている。

また、安全対策としては、可能なものには障害物件も考慮して航空機の出発進入経路等を定めるとともに、必要に応じ昼間障害標識及び航空障害灯による障害物件の明示並びに航空路誌及びノータムによる関係者への周知等の措置を講じている。

右答弁する。



新東京国際空港 A 滑走路 34 側進入燈配置図

●----- 進入燈構成燈器

別表

障害物件の状況

飛行場又は 航空港名	表面の名称	物件の種類	位	置	突 出 高
東京国際空港	水平表面	煙突四基 鉄塔二基 ガスタンク	標点から一・五〇三・二キロメートル 標点から二・五〇二・七キロメートル 標点から三・四キロメートル		六・七メートル 三・一メートル 五メートル
大阪国際空港	水平表面	煙突 建物二棟 水槽	標点から一・九キロメートル 標点から二・六〇二・七キロメートル 標点から三・六キロメートル		二・七メートル 二・五〇四・七メートル 一・〇メートル
函館空港	進入表面(南側) 水平表面	建物一棟 電柱四本 山二か所	着陸帯から六〇メートル 着陸帯から一四〇〇二・四〇メートル 標点から二・六〇三・三キロメートル		四・八メートル 四・八〇六・七メートル 一・二〇二〇メートル
新潟空港	進入表面(南側) 転移表面(東側)	建物一棟 建物一棟	着陸帯から六五メートル 着陸帯から四五メートル		三・二メートル 四・四メートル
名古屋空港	進入表面(南側)	望楼	着陸帯から四一五メートル		二・五メートル
広島空港	進入表面(北側) 水平表面	樹木 山四か所 アンテナ クレイン 煙突	着陸帯から一九〇メートル 標点から一・九〇二・九キロメートル 標点から一・九キロメートル 標点から二・三キロメートル 標点から二・八キロメートル		四・二〇七・〇メートル 三・二二四メートル 一・四メートル 四・五メートル 九メートル
高松空港	進入表面(西側)	樹木	着陸帯から四五五〇四八〇メートル		〇・七〇一・八メートル
福岡空港	進入表面(南側) 転移表面(東側) 水平表面	電柱七本 看板 建物四棟 望楼 樹木 樹木 山 鉄塔一〇基 樹木 樹木	着陸帯から一〇二八五メートル 着陸帯から一一〇メートル 着陸帯から一五五メートル 着陸帯から三七〇メートル 着陸帯から七九五〇八一〇メートル 着陸帯から四三〇〇六五〇メートル 標点から一・二〇一・五キロメートル 標点から一・一キロメートル 標点から一・五〇三・五キロメートル 標点から一・六〇二・七キロメートル 標点から三・一〇三・七キロメートル		四・八〇一・〇メートル 六・一メートル 五・八メートル 六・二メートル 七・二〇一・三メートル 八・三〇八・八メートル 六・四〇三・五・九メートル 二・五・九メートル 六・六〇四・六メートル 二・〇・一〇四・七・六メートル 一・二・一〇二・九・〇メートル

昭和四十九年四月十一日 衆議院會議録第二十五号 朗読を省略した議長長の報告

九〇〇

北九州空港	水平表面	煙突二基 山 建物三棟 ボタ山二か所	標点から二・五〇二・九キロメートル 標点から二・六キロメートル 標点から三・二〇三・三キロメートル 標点から三・五〇三・八キロメートル	五・三〇一八・九メートル 一七・二メートル 五・一〇二五・二メートル 二八・五〇三六・七メートル
宮崎空港	進入表面(西側)	煙突二基 建物 アンテナ二基	標点から一・七二二・四キロメートル 標点から二・四キロメートル 標点から二・三二二・四キロメートル	一〇・〇〇一二五・五メートル 八・九メートル 一四五・五〇一四六・五メートル
札幌飛行場	進入表面(南側)	煙突 竹藪 建物 電柱八本 樹木 樹木	着陸帯から三六〇メートル 着陸帯から二八五メートル 着陸帯から二〇〇三五五メートル 着陸帯から三八〇メートル 着陸帯から四五〇メートル 着陸帯から三七五メートル	六・三メートル 六・三メートル 一・九〇三・四メートル 四・九メートル 七・四メートル 四・七メートル
美保飛行場	進入表面(東側)	建物三棟 建物二棟及び樹木 建物三棟及び樹木 煙突一基	着陸帯から三一〇三四五メートル 着陸帯から三七五三九〇メートル 着陸帯から二七五三三〇メートル 着陸帯から三七五メートル	四・三メートル 二・〇メートル 三・五〇一二・六メートル 一・一メートル
徳島飛行場	進入表面(東側) 進入表面(西側)	樹木 鉄塔二基 樹木 家庭用テレビアンテナ三本 家庭用テレビアンテナ五本 家庭用テレビアンテナ四本	着陸帯から四七〇五七〇メートル 着陸帯から九九〇〇一・〇八〇メートル 着陸帯から一五〇メートル 着陸帯から一四〇一八〇メートル 着陸帯から二〇五二七五メートル 着陸帯から二七五三七〇メートル	二・九〇三・八メートル 一・二〇一・四メートル 四・四メートル 四・三〇八・二メートル 三・二〇五・六メートル 三・五〇四・七メートル

行政指導による価格設定に関する再質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十九年三月二十八日

提出者 玉置 一徳

衆議院議長 前尾繁三郎殿

行政指導による価格設定に関する再質問主意書

標題の件に関する私の質問に対する政府の答弁には到底納得することができない。よつて、本件の重要性にかんがみ、次の諸点につき、重ねて政府の見解をただしたい。

一、いわゆる「法治主義の原則」を行政運営の基本とするならば、国民の権利を制限し、又は国民に対して義務を課するなど、いやくも国民の基本的権利を制約する行政作用は、すべて法律にその根拠を有し、法律の定めるところに従つて行われなければならないことは当然である。

従つて、いわゆる行政指導に名を借りて事実上国民の権利を制限し、又は国民に対して義務を課するなど、国民の基本的権利を制約するがごとき行政運営がなされるときは、これは明らかに「法治主義の原則」に反し、行政権の濫用になると考えるがどうか。

二 相手方の任意の協力を得ることを前提とし

て、国民の権利を制限し、又は国民に対して義務を課することとなるようないわゆる行政指導が平然と行われて、これが容認されるとするならば、憲法の財産権の保障等基本的人権に関する規定はすべて空文化することになると考えるがどうか。

三 行政指導は、相手方の任意の協力を得て一定の行政目的を達成しようとするものであるが、相手方が憲法の基本的人権に関する規定をたてにしてこれが協力を拒否したときは、政府はどのように対処する考えであるか。

四 前項の場合を含み、政府は、行政指導に服さない非協力者に対しては、政府金融機関からの金融の停止、その引揚げ、その他、行政措置による実質的な制裁をもつてのぞむ意向のようであるが、このような権威主義的行政が憲法上容認されるものと考えているのかどうか。

五 政府は、「価格に関する行政指導を行うことは必要やむを得ないものと考えられる。」と述べているが、たとえ物価抑制が現下の最大の国民的課題であるといつても、目的が手段を正当化するとするならば法の秩序は成り立たない。従つて、政府は、価格に関する行政指導は取りやめ、速やかに法律に基づいて価格設定を行うべきであると考えられるがどうか。

昭和四十九年四月五日

内閣総理大臣 田中 角榮
衆議院議長 前尾繁三郎殿

衆議院議員玉置一徳君提出行政指導による価格設定に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員玉置一徳君提出行政指導による価格設定に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

政府が行おうとする行政指導は、一定の行政目的を実現するため、相手方の任意の協力を得て行うものであつて、国民の権利を制限し、又は国民に対し義務を課したりするような強制力を有するものではなく、行政機関の所掌事務の範囲内において行うものである。

行政指導は、このような性格を有するものであるから、法治主義の原則に反するものではないが、その実施に当つては、いやくも行政権の濫用となつたり、財産権の保障等の憲法の基本的人権を侵害することのないよう十分配慮することは当然である。

三及び四について

行政指導とは、相手方の任意の協力を前提とするものであるから、相手方が協力しないため所期の行政目的が実現されないことがあり得るが、政府としては、そのような場合にも、協力

しない者に対し、その協力しないことを理由としてただちに制裁措置を加えるようなことは考えていない。

五について

政府が「価格に関する行政指導を行うことは必要やむを得ないものと考えられる。」と述べた趣旨は、前回の貴質問主意書(昭和四十九年三月十五日提出質問第十五号)に対する答弁書において述べたとおりである。価格は本来市場において需給関係を基準として定まるべきものであり政府の価格に対する関与が必要な限度にとどまるべきであることはいうまでもないが、物価抑制が最大の国民的課題である現状にかんがみ、現行法秩序のもとで本来正当なものとして許される範囲内で価格に関する行政指導を行つていくところである。

政府としては、今後もし時宜に応じ価格抑制の見地から必要かつ正当な行政指導を行い、国民の要請にこたえたい。

右答弁する。

(答弁通知書受領)

一、去る五日、内閣から、衆議院議員安里積千代君提出学校事故に対する国家賠償法の適用等に関する質問に対して、各項目に慎重な検討の必要があり、これに日時を要するため、昭和四十九年四月十三日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領し

た。

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、地方財政の現状にかんがみ、社会福祉水準の向上、教育の充実等に要する地方団体の財源の充実をはかるとともに、各種の制度改正等に伴つて増加する財政需要に対処するため、地方交付税の単位費用を改定するほか、昭和四十九年度分の地方交付税の総額の特例を設けようとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

(一) 基準財政需要額の算定方法の改正

1 児童福祉、老人福祉対策等社会福祉施設の充実、社会福祉施設の整備その他社会福祉水準の向上に要する経費の財源を措置する。

2 教職員定数の増加、教員給与の改善、教育、施設の整備、私学助成の拡充等教育水準の向上に要する経費の増額をはかる。

3 市町村道、清掃施設等住民の生活に直接する公共施設の計画的な整備に要する経費の財源を増強する。

4 過密地域、過疎地域にかかる財政需要の基準財政需要額への算入の強化をはかるとともに、公害対策、交通安全対策、消防救

急対策及び消費者行政に要する経費を充実する。

5 広域市町村圏内における基幹生活道路の整備を引き続き推進するための措置を講ずる。

6 公有地の拡大等に資するため、昭和四十九年度に限り、「土地開発基金費」を設ける。

7 社会経済情勢の変動に対処し、弾力的な財政運営ができるようにするため、昭和四十九年度に限り、「財政調整資金費」を設ける。

8 費目の統廃合等基準財政需要額の算定方法の簡素化をはかる。

9 その他各種の制度の改正等により増加する経費を基準財政需要額に算入するため、関係費目の単位費用を改定する。

(一) 地方交付税の特例等

1 地方財政の状況にかんがみ、昭和四十九年度分の地方交付税の総額は、現行の法定額から千六百七十九億六千万円を減額した額とする。

2 1により減額した千六百七十九億六千万円については、昭和五十二年までに百二十四億円、昭和五十三年までに四百七十億円、昭和五十四年度に五百三十六億円、昭和五十五年までに五百四十九億六千万円をそれぞれ当該各年度分の地方交付税の法定額に加算するものとする。

(二) その他

1 特別事業債償還交付金及び市町村民税臨時減税補てん債元利補給金制度を廃止する。

2 人口急増地域における消防施設の整備を促進するため、昭和四十九年度から昭和五十三年度までの間、これらの施設に係る国庫補助率を引き上げる。

3 その他所要の規定の整備を行う。

二 議案の可決理由

地方財政の現状にかんがみ、基準財政需要額の算定方法を改正するとともに、地方交付税の総額の特例等を設けようとする本案の趣旨は妥当と認め、賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十九年度交付税及び譲与税配付金特別会計予算の歳出に、地方交付税交付金として三兆四千四百四十三億九千七百四十万円を計上している。

右報告する。

昭和四十九年四月九日

地方行政委員長 伊能繁次郎
衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

地方交付税法の一部を改正する法律案に対

する附帯決議

政府は、今日の地方財政の危機を打開し、地方財政の充実強化に努めるとともに、今後における社会経済情勢の変化に即応した適切な財政運営ができるよう、とくに次の諸点について善処すべきである。

一 社会経済情勢の急激な変動に伴う地方団体の財政需要の増高に対処するため、地方交付税率の引上げ等をふくめ、その所要額の確保その他一般財源の強化充実をはかること。

二 地方団体の固有財源である地方交付税の法定額を国の都合により減額することは、地方交付税の本旨に反するので今後はこれを避けること。

三 地方団体の財政需要に適合するよう基準財政需要額の算定方法の改善充実にあつめるとともに、とくに市町村に重点をおいて算入措置の強化をはかること。

四 地方交付税の基準財政需要額の算定方法を簡素化すること。

五 住民生活の安定と住民福祉の充実のための施策を重点的に推進することとし、とくに、過密・過疎対策、公害対策、消費者行政等のための財政措置の充実をはかるほか、地方道路目的財源の拡充に努めること。

六 上・下水道、廃棄物処理施設、教育施設、社会福祉施設、住宅等住民の生活関連公共施設の計画的な整備をはかるため、国庫補助負担金制

度の拡充強化をはかること。

七 国庫補助負担事業にかかる超過負担については、引き続きその解消措置を講ずること。とくに、最近の急激な物価上昇の状況にかんがみ、昭和四十九年度の国庫補助単価等については、さらにその適正化をはかること。

八 地方債については、引き続き政府資金の構成比率を高め、償還期限を延長する等の質的改善をはかること。

九 国鉄利用債、国の委託費等、ほんらい地方団体が負担すべきでない経費の負担を地方団体に求める事態が未だにあつたを断たないことにかんがみ、国と地方団体の財政負担秩序を乱すことのないよう措置すること。

十 基地所在市町村の財政需要の増高に対処するため、適切な財政措置を講ずるよう努めると。

右決議する。

計量法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、消費者利益の保護と環境計測の適正化を図るため、計量制度を拡充しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 計量取引の推進

(1) 法定計量単位による販売
長さ、質量又は体積を計つて販売するの

に適する商品を取扱する者は、法定計量単位による販売に努めなければならない旨の規定を新設する。

(2) 正味量の表記

政令で定める商品を容器又は包装に密封して販売する者は、その容器又は包装に、その商品の正味量を表記しなければならないこととする。

2 環境計測の適正化

(1) 計量証明事業の登録制度の拡充

① 登録の範囲

計量証明事業の登録範囲に新たに濃度、騒音レベルその他政令で定める物象の状態の量の計量証明の事業を加える。

② 登録の基準

計量証明事業の登録の基準につき「計量士の区分に属する計量士又は一定の条件に適合する知識経験者が置かれていること」に改める。

③ 事業規程の届出

計量証明事業者は、計量証明事業の実施方法を記載した事業規程を届け出なければならない旨の規定を新設する。

(2) 計量士の登録制度の改善

① 登録の区分

計量士の登録を計量士の区分ごとに行うこととする。

② 登録の条件及び計量士の国家試験

計量士の区分に係る計量士国家試験に合格すること等計量士の登録条件を改めるとともに計量士国家試験の実施を計量士の区分ごとに行うこととする。

3 施行期日等

(1) 施行期日

この法律は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(2) その他

経過措置に関する規定を設けるとともにその他の関係条文について所要の整備を行う。

二 議案の可決理由

本案は、消費者の保護及び適正な環境計測の実施を図るための措置として有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を付することにした。

右報告する。

昭和四十九年四月十日

衆議院議長 前尾繁三郎殿
商工委員長 渡野 清吾

〔別紙〕

計量法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行にあたり、消費者利益の保護

及び環境計測の適正な実施を図るため、特に次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

一 商品の計量販売を推進するため、中小小売業者の計量設備等の近代化に関する指導助成策を拡充すること。

二 政府及び地方公共団体における環境計測の実施体制の強化を図るとともに、その測定資料を公開すること。

三 計量証明事業者による環境計測が常にあやまちなく行われるよう、その事業活動に対する政府及び地方公共団体の指導、助成、監督体制の強化拡充を図ること。

四 環境計測に関する技術の向上を図るため、計測器の検定、計測手法の標準化、技術者の研修等を促進するとともに、計量士の資質及び地位の向上について配慮すること。

保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、保安林整備計画の実施の状況及び最近における保安林に係る諸情勢の変化にかんがみ、保安林の有する公益的機能の維持増進を図るため、保安林整備臨時措置法の有効期間を十年延長しようとするものである。

二 議案の可決理由

保安林の有する公益的機能の維持増進を図るため、保安林整備臨時措置法の有効期間を十年

延長しようとする本案の趣旨は妥当と認め、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を付することにした。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、昭和四十九年度国有林野事業特別会計予算に七億百八十二万二千元が関係予算として計上されている。

昭和四十九年四月十日

農林水産委員長 飯谷 忠男

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、最近の森林をめぐるきびしい諸情勢のなかで、保安林制度の果たすべき役割の重要性にかんがみ、恒久立法について検討するとともに、本法の施行にあつては、左記事項の実施に遺憾なきを期すべきである。

記

一 保安林の指定及び解除その他の運用に関しては、森林法及び本法の制定の趣旨にかんがみ、より一層の厳正を期すること。

なお、保安林の指定実施要件の遵守についても、一層その指導の徹底を期すること。

二 保安林の整備については、保安林の維持造成

昭和四十九年四月十一日 衆議院會議録第二十五号 議案に関する報告書

に要する費用についての公的負担の一層の拡

大、治山事業の拡充、保安林の買入制度の充実等総合的な対策の強化を図ること。

三 保安林の保全管理体制については、違反行為の防止、火災の予防等に万全を期するため、保護巡視の拡充等その充実強化を図ること。

右決議する。

国立学校設置法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

1 浜松医科大学、滋賀医科大学及び宮崎医科大学を新設し、広島大学に総合科学部を設置すること。

2 東京商船大学及び神戸商船大学に大学院を設置すること。

3 新潟大学及び信州大学に、それぞれ医療技

術短期大学部を併設すること。

4 富山大学に和漢薬研究所を附置するとともに、北海道大学の結核研究所の名称を免疫科

学研究所に改めること。

5 徳山工業高等専門学校及び八代工業高等専門学校を新設すること。

6 仙台電波高等学校、詫間電波高等学校及び熊本電波高等学校を廃止すること。

7 国立民族学博物館を新設すること。

8 その他所要の改正を行うこと。

9 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行すること。ただし、滋賀医科大学に係る部分は、昭和四十九年十月一日から施行すること。

と。

二 議案の修正議決理由

本案は、おおむね妥当なものと認めるが、本

案の施行期日である昭和四十九年四月一日はす

でに経過しているので、この法律は、公布の日

から施行することするとともに、これに伴う在学年数の計算について必要な経過措置を講ず

ることの修正を行う必要を認め、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十九年度文部省所管国立学校特別会計予算に、七十一億八千二百万円が計上されている。

右報告する。

昭和四十九年四月十日

文教委員長 稲葉 修

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日、昭和四十九年四月一日から施行

する。ただし、第三条第一項の表滋賀大学の項

の改正規定は、昭和四十九年十月一日から施行する。

(在学年数の計算に関する経過措置)

2 昭和四十九年度に浜松医科大学、宮崎医科大学、広島大学の総合科学部、東京商船大学若しくは神戸商船大学の大学院、新潟大学医療技術短期大学部、信州大学医療技術短期大学部、徳山工業高等専門学校又は八代工業高等専門学校に入學した者は、在学年数の計算に関しては、昭和四十九年四月一日から当該大学、学部、大学院、短期大学部又は高等専門学校にそれぞれ在學していたものとみなす。

(教育公務員特例法の一部改正)

123 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二十二条中「第九条の二第一項の表に掲げる」を「第三章の三に規定する」に改める。

(文部省設置法の一部改正)

134 文部省設置法(昭和二十四年法律第四百六十六号)の一部を次のように改正する。

第八条第四号中「国立高等学校及び」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

衆議院會議録第二十二号中正誤

ページ	行	誤	正
七五	歳出の三	790,329	790,327
七五	金額欄		
七六	歳出の六	印刷収入	印刷収入
七六	項欄		
七五	特別会	港務廳	港務廳
七五	計の欄		
七九	支出の	133,919	136,919
七九	金額欄		
七九	政府関係機関の欄	国民金融公庫	国民金融公庫

衆議院會議録第二十三号中正誤

ページ	段	行	誤	正
八五	四	末	法律	法律案
八六	四	一	断庄	弾圧
八六	三	末	まで出す	まで手を出す
八六	三	末	難親聴	難親聴
八七	四	末	漁業	漁獲
八八	三	末	農林水産委員	農林水産委員長
八八	一	三	定められる	定められる

昭和四十九年四月十一日 衆議院會議録第二十五号

九〇六

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定部五十円

（送料別）

所發行

東京都港区赤坂裏町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四一一（大代）